

第百七十七回
国会

参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第十号

平成二十三年七月二十七日(水曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

七月十四日

辞任

山本 博司君

補欠選任

横山 信一君

辞任

谷岡 郁子君

補欠選任

舟山 康江君

那谷屋正義君

姫井由美子君

宇都 隆史君

神本美恵子君

藤田 幸久君

山田 俊男君

七月二十六日

辞任

今野 東君

補欠選任

大久保 勉君

増子 輝彦君

山根 隆治君

横山 信一君

山下 芳生君

姫井由美子君

川合 孝典君

荒木 清寛君

大門実紀史君

七月二十七日

辞任

川合 孝典君

補欠選任

大島九州男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

岡崎トミ子君

金子 恵美君

小西 洋之君

藤原 良信君

岩城 光英君

佐藤 信秋君

森 まさこ君

長沢 広明君

委員

相原久美子君

岩本 司君

大久保 勉君

大島九州男君

加賀谷 健君

神本美恵子君

川合 孝典君

郡司 彰君

主濱 了君

姫井由美子君

平山 幸司君

藤田 幸久君

舟山 康江君

愛知 治郎君

赤石 清美君

上野 通子君

岡田 広君

熊谷 大君

佐藤 正久君

高階恵美子君

長谷川 岳君

牧野たかお君

山田 俊男君

荒木 清寛君

竹谷とし子君

小熊 慎司君

松田 公太君

大門実紀史君

藤井 孝男君

吉田 忠智君

亀井亜紀子君

山田 俊男君

委員以外の議員

議長

議者

片山さつき君

復興特別委員会を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山本博司君、那谷屋正義君、谷岡郁子君、宇都隆史君、山下芳生君、山根隆治君、増子輝彦君及び今野東君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君、神本美恵子君、舟山康江君、山田俊男君、大門実紀史君、川合孝典君、藤田幸久君及び大久保勉君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の審査のため、本日の委員会に多賀城・七ヶ浜商工会長安住政之君及び日本弁護士連合会副会長・弁護士新里安二君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(柳田稔君) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案を議題といたします。

発議者片山さつき君から趣旨説明を聴取いたします。

ます。片山さつき君。

○委員以外の議員(片山さつき君) 私は、自由民主党、公明党及びたちあがれ日本・新党改革を代表いたしました。ただいま議題となりました株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

三月十一日に発生した東日本大震災は、非常に広範な地域に甚大な被害をもたらした。世界でも最も深刻な原子力発電所の事故まで惹起してしまいました。発生から四か月以上が経過した今日にあっても、被災者の方々は依然として厳しい状況にありまして、当面の復旧や生活・仕事の再建のめどすら立っておりません。特に、被災地域においては、多くの事業者が地震、津波等による被害で担保の建物・設備・農地等が損壊し、土地まで使えなくなり、原発地域の場合は入れない、いつ入れるかどうかのめども立たないという状況で、それでも債務は残るものだから、過大債務、新たに事業を始めようとしたら二重債務に陥ります。

自民党を始め各党の申入れもあって、現在まで、手形、借入れ、リースについては一応の返済を止めていただいている状況もありますが、それもおおのずと限度があります。年末にかけて、倒産の増加、廃業の続出が懸念され、これに伴い、被災地域からは人口、産業が流出し、復興のそもそも前提が成り立たなくなるおそれが既に現実のものとなっております。

二重債務問題への対応策につきましては、参議院の財金委員会が金融機能強化法を通過させる際にも、「二重債務の問題に関しては、被災者の再スタート支援に資するよう、必要な対応について、早急に検討を進めること」とする附帯決議が全会一致をもって付されております。

これまで、自民、公明、民主のいわゆる三党協議も六月以降数回重ねてまいりました。また、今回共同提案いただいている、たちあがれ日本・新党改革も超党派で同じような勉強会を重ねてこ

れました。しかしながら、残念なことに、この震災のもたらす過重債務・二重債務の特異性に鑑み、平時の対応を大きく超えた臨時異例の措置を法律によって可能とする新たな公的な、しかもこの任務専門という意味では非常にガバナンスも利いている機構を法的に設立し、被災地域の中小企業者、農林水産等全ての業種に対する金融機関、リースも含めた金融関係の既存債権を買い取ることを法案化することができまじました。政府・与党側は、事業仕分や独立行政法人評価によって、余剰金二千二百億円の返納や、出資の大幅縮小、高額な役員報酬や給与の見直しを再三指摘されて、七十億円もの累積を抱えている、役員がほぼ全員天下り法人であるところの、あくまで平時の中小企業対策をやっている中小企業基盤整備機構の八割出資するファンドに、一切の法改正やこの独法の中期目標の変更すらせず、この未曾有の困難に、この被災者の生き死にかかわるような大切な仕事を丸投げしようとしております。

この投資組合はもうけが出るのが大前提で、投資事業が目的でございます。この投資事業有限責任組合法に基づく、本来の被災者ではなくても、もうけが出るものにとえ投資して優先してしまっても、あるいは賄賂をもらっても、守秘義務に反することがあって大切な商売のお客さんリストが流出しても、罰則すらありません。

依然として厳しい状況にある被災地域において、その事業の再生を図ることを支援するために、従来型の中小企業対策、いわゆる認められたメニューでは全く足りません。日本における中小企業対策は、二千六百万社と言われる中で数百家あるいは数千社を何とか選び出すために理由付けを必ず付けております。それが経営資源の再活用であったり、資源の生産性の革新であったり、投資事業組合においてもこの目的が限定列挙されており、被災地域にある全ての人が漏れなく救おうという発想とは全く違う法律の筋立てになっております。

このためには、やはり靴に足を合わせるのではなく、足に合わせた靴を政治主導で作るしかない、そのような考えによって私どもは特別の法律を作り、その目的として、債権の買取りを通じて債務の負担を軽減し、その再生を支援するということで被災地域からの人口・産業の流出を防ぎ、復興を可能とするということを明確に目的に書いた法律をお出ししたわけです。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この東日本大震災事業者再生支援機構の組織・体制ですが、本社は一つですが、広範な地域と非常に多様な産業に応じて幾つもの支店を設置することができまして、金融機関の方の預金保険制度であります預金保険機構及び系統金融機構の方のそれぞれでございますいわゆる貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行うことにより設立いたします。そして、債権等を買取る資金調達法は、法律によってのみ可能な政府保証付きの民間からの借入れでできるように法的手当てをしているので、毎年毎年、この非常に深刻な財政赤字の中、一般会計の負担をすることなく抑制もできます。そして、対象事業者から返済があった場合は民間からの政府保証付き借入れに順次充てていきますので、最終的な負担は、二十年後の機構の解散時に債務超過であれば、その全部又は一部を補助できるという条文により対応しております。

第二に、再生支援を受けることができる事業者につきましては、原発被害を含んだ東日本大震災による被害を受けたことによる過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者と協力して事業再生を図ろうとするもの全て含まれます。もちろん転業していただいても結構です。農林水産業、医療、福祉、その他の全ての業種ですが、大企業と第三セクターは除いており、当然、中小零細、個人事業者も全て含まれます。ですから、この主務大臣は、金融庁を所管し、また、関係省庁の調整を行う内閣総理大臣と財政上のチェックを行う財務大臣のみならず、総務大

臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣等を初めから並列で含めております。

第三に、この機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リースを含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣等により、その事業の再生を支援することをを行います。農林水産業が主要となっている被災地域も多いのですが、これは土地利用にも配慮しないと総合的な意味での事業の再生はなされませんので、条文中、担保財産の取得や貸付けもできることを法律に明記してあります。この支援につきましては、被災地復興には少なくとも十年は掛かるということが復興基本方針の復興債の年限等も含めまして政府の中でも認められているわけですから、最長十五年は掛けてじっくり行うことができるように法律で決めてあります。

また、再生支援の決定に際しては、できるだけ多くの事業者が再生の機会を与えることになるよう、適切に配慮するとともに、東日本大震災の復興の基本方針や各県、市町村が作る方針等の整合性にはきちっと配慮しなければならぬことも法律に書いてあります。

金融庁の五月末の調査によれば、最も被災の深刻な宮城、福島、岩手三県の金融機関の自己申告による対象債権だけでも五千五百億円とのこと。被災の影響等により集計ができていない二つの信用組合は恐らく大半の債務者が傷ついておりまして、それ以外に農協、漁協等の関係で千数百億円、青森、茨城、栃木、千葉を含めた、私どもが対象と考えております財政支援をする特定被災地域九県、この広がり、さらにノンバンク、これに加えて、現在は返済を停止せずに辛うじて金利の引き落としが行われておりますが設備の再建資金までは到底貸せるような状況にない債務者は非常に多い。ですから、このままの状況では、金融機関としてとても貸せないけれども今は返済されている方まで含まれればどのぐらいの範囲に金額が上がるか、相当大幅な金額になることも考えら

れます。

ちなみに、被災五県の地銀十二行、信金二十三金庫、信組十二組合の貸出合計は二十二兆一千二百七十億円あります。民間信用調査機関による、東北被災四県の被害が甚大な地域に存在する企業数は三万二千三百四十一社、雇用者は三十六万三千七百九十六人、売上高合計は九兆八千九百六十二億円です。

これらの数値や東日本の産業界・金融界、そして避難所、仮設住宅、いろんなところからの肌と肌の触れ合いのヒアリングも含めまして、いろんな状況を総合的に勘案し、被災事業者による再開への希望と安心感とみんながやればできるといふ公平感を持っていただくために、当初から二兆円の政府保証借入枠を設定し、被災地の皆様にやる気を出していただくようにしたいと考えております。

多くの被災者が、このような法的安定性を持った、大きな買取り枠を付けることにより対象の制限のない二重債務買取り組織の設立を求めている、本日も日弁連主導で十万人の署名が集まり、いただいています。

民主党政権の下でJALを再生している企業再生支援機構や、ダイエーやカネボウを成功裏に再生した産業再生機構と同様、この機構には、事業再生に当たって協力が必要な他の全ての債権者に対して法律上の回収停止要請ができることになっております。それは私的整理やあるいは中小企業再生ファンド等による回収停止のお願いより格段に強いものであって、今まで破られたことのない債権者間調整機能を持たせております。

以上が本法律案の提案理由及びその概要であります。

東日本大震災がいまだかつてない被害をもたらしていること、被災地の非常に悲惨な現状に鑑み、何とぞ、御審議の上、速やかな御賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉でございます。先ほど片山さつき発議者より、すばらしい、そして長い趣旨説明がございました。片山先生のこの法案に対する思いが表れているのかなと思っております。

実は、先ほど趣旨説明でもありました民主、自民、公明三党協議に参加してまいりました。こちらにいらっしゃってまいります山田先生そして西田先生も参加されておまして、二重ローンに対してこれは与野党挙げましてしっかりと解決しないといけないということ、恐らく八割から九割のものに関しては合意ができました。その結果、今週の月曜日、総額二兆円の第二次補正予算が成立しましたが、その中でしっかりと政策を打っていくことができました。もちろんこれは自民党も公明党の皆さんも賛成していただきました。本堂にありとございまして。

その中で、最大の論点として、今日の法案であります債権買取り機構にしまして政府・与党そして野党との間に若干開きがございました。この点に関して今日質疑をしてまいりたいと思っております。

まず、発議者に質問したいんですが、こちら、支援機構のイメージ図というのがございます。その中には、政府保証によって二兆円の資金調達をする、また国から政府出資としまして預金保険機構、貯金保険機構に二百億円資金を渡す、その後出資をする、さらには民間金融機関から出資を募るということになっております。

そこで、具体的な数字を聞きたいんですが、預金保険機構、貯金保険機構から幾ら出資をいただき、さらには民間金融機関から幾ら出資をいただくのか、教えていただきたいと思っております。

○委員以外の議員(片山さつき君) 大久保委員とは自公民の三党の二重ローンの実務者協議で本堂に何度も積極的な意見交換をさせていただいて、この点を除いては大変多くの成果が出たという

か、現実にはただ一つ動いていた三党協議であるという話もあるんですが、実際に大きな予算を伴わないものについては大変民主党さんの方も御協力をいただいたんですが、非常に大きな予算措置とか法律を伴うものはいずれも全て止まっていたというところが非常に残念でございます。

この預金保険機構、貯金保険機構が法律上の出資者になっておまして、私も当初、約二百億円の出資を、預金保険機構と貯金保険機構と、リースの部分につきましては国、経産省、中小企業庁から予定しておまして、この配分につきましては、一般の債権、それから系統、JA、JFの債権、さらにリースが大体どのぐらいであろうかなという割合で機械的に配分しようかというふうになっております。

今、企業再生支援機構がまだ動いておりますが、こちらにも出資額が二百億円、役員が十一名、職員が百四十一名、さらに政府保証枠が三兆円ということでございますので、私たちもこの二百億円は大宗は運営費に充てようと思っております。借入枠はあくまでも民間からの政府保証の借入れということで、その辺のバランスも現実的なものになっていないかと考えております。

○大久保勉君 片山発議者に質問したのは、いわゆる預金保険機構と貯金保険機構が幾ら出資するかということ。具体的に教えてもらいたい。さらには、金融機関が本堂に出資してくれるのか、ここがこの法案が絵にかいたもち法案になるのかしっかりと機能するか最大のポイントの一つですから、是非聞きたいと思っております。

○委員以外の議員(片山さつき君) ちょっと誤解があると思うんですが、企業再生支援機構の場合には結果的に約半分が金融関係とか事業会社からの民間の出資なんですけれども、この機構は預金保険機構、貯金保険機構、中小企業庁で二百億円を出資して、それでも成立いたします。

ですから、その時点でもう設立はできるのであって、そこから先に、民間あるいは地方公共団

体なりいろんなところから既に、こういうものができるのであれば、それこそまさに今赤字に寄附をしたお金もなかなか届いていない状況ですから、仕事をつくることに貢献したいという事業家、篤志家の方もいらっしゃると思いますので、そういった方も含めて、まさに地域おこしのためにアディショナルなお金として入れていただくことはあっても、当面運営できるお金は預金保険機構、貯金保険機構、中小企業庁でこの第三次補正予算に求めていくということ、おおよそ今我々の現在の見込みでは各々百六十億、二十億、二十億ぐらいの配分かなと思っておりますが、これはまたこの法案を無事に通していただければ、予算要求の際にしっかりと精査をさせていただきますと思っております。

○大久保勉君 分かったような分からないような部分でありますが、かなり抽象的な部分もありますから、これからしっかりと詰めていくのかなというふうには私は理解しました。もし違ったら教えてください。肝心の民間出資に関しては、まだ決まっていらないから、これからすることかなと思っております。

こういったことを踏まえまして、じゃ、実際にこの機構はいつから債権を買収することができるのか、もし本日法律が成立したら何か月後に買収ができるのか、もちろん希望的観測でも結構ですから、教えてください。

○委員以外の議員(片山さつき君) もう一度先ほどの質問に対して、ちょっと大久保委員の誤解があると思うんですが、民間の出資を必ず募らなければならないような法体系にそもそもなっておりません。さっきも申し上げましたように、二百億円の出資で、百数十人の非常に高額の職員と十一名の役員でかなり立派なオフィス、設備投資、システム等を入れた企業再生支援機構が回っておりますので、私どもは、当初の人数についても一定の見積りを持っておりまして、この二百億円が集まった時点で完全にこの機構はフルに活動が可能と考えておりますので、さらにその上

に、助けたいというところが出資をしていただくのであれば、主務大臣の認可があるようなちゃんとした方であれば認めるというお話でございます。

そして、委員の今の質問でございますが、法律が、例えば今日通していただいて、すぐに衆議院も通って、今日できた、そう公布即施行ということとができればですが、農林系につきましては、今

大体系金融機関がどういう債権がどういう状況になるかの把握が既にできておりますので、発足して決まれば、もう本当に、まあ一日とは言いませんが、可及的速やかな対応が可能でございます。そして、それ以外の普通の会社、普通の個人事業者の買取り開始につきましては、一か月から二か月で可能と見込んでおります。

なぜかを御説明いたします。

私どもの東日本大震災事業者再生支援機構は、金融機関や農協、漁協等、既往債権さえ引き取ってこればこの人のためにニューマネーを出して販売を続けさせるようにすると、そういう書類が添付される被災事業者について、事業のおおよその見通しを記載した書面さえあれば支援を認めるという、非常に決定までが早いワンストップのことをやっております。

政府案についても非常にたくさん説明を受けましたが、民間で無限責任を行うゼネラルパートナーというのがいつどうやって見付けられるかについてはお答えがございませんで、それが見付けられない限りは永久に買取りは行われません。そして、一人のゼネラルパートナーが全ての業種について詳しいという状況はいまだかつてないし、考えられないと思います。

今まで、中小企業の再生協議会と、いわゆる投資事業組合法に基づく、ファンド法に基づく投資でございますが、決定までに数か月、半年、一年以上掛かっているものばかりでございますが、これも道理で、無限責任を負う人間が要するというスキームが法定されている以上、あらゆる書類を要求して、無限責任ということは身ぐるみ剥かれる

ということですから、一個人がです。それは当然、バランスシートから、損益計算から、タックスプランから、キャッシュフローから、あらゆる書類を要求する、今までもそうなっております。実際、だから大変な時間が掛かっておりまして、中小零細事業者にとっては全く自分たちのためのものとは思われておりません。

ですから、思い切った手続の迅速化、簡素化というのには、やはり特別目的の会社について法律を書かないとできませんので、この法案に沿ってやった方がずっと早く、我々は成立後一、二か月以内に買取り開始が可能というふうと考えております。

○大久保勉君 非常に長い演説だったと思いますが、農林系に関しては僅か一日で買取りできると

いうのは、私も金融機関に長くいましたが、この辺りは本当かなと、逆に短過ぎてこの現実味がなかなか信じられないと思います。これは私の感想で、実際そうならないことを望んでおります。続きまして、この機構は約二兆円ほど債権を買取りをするというふうなことを報道で見ましたし、また片山先生の方から三党協議のときに聞いたやに思っております。具体的に、二兆円の買取りでしたら、買い取る債権の額は幾らなんでしょう。質問します。

○委員以外の議員(片山さつき君) 額面というのは幾ら貸したかという金額でございます。当然買取り価格は適正な時価ということで、様々な状況を勘案し、今現在の止まっているこの非常に悲惨な状況のみならず、過去、この震災がない状態でのような状況の企業であったか、過去、水浸しあるいは原発で立入禁止になる以前にどういう担保価格であったかということも考えながら、当面の営業の状況の見通しがどのようになるかも、ある程度そういった未来の復興状況も考えながら買取り価格を考慮していくというのがこの法案でございますので、これは当然ケース・バイ・ケースで決まってくるので、額面総額が幾らかということとは今現在では、大変大久保議員には申

し訳ないんですけれども、申し上げられません。ちなみに、同じような立て付けをしております企業再生支援機構につきましても、また、かつてもうこれは成功裏に支援が終わって清算しておりますが、産業再生機構についても、最初の枠というものが、企業再生支援機構については三兆円の政府保証枠を設定しておりますが、もちろん三兆円使っているわけではございませんし、その時点で、今からやってくる企業の価値がどのぐらいで、どのぐらいになるというふうなことも法律を通過させるときに出してはおりません。

以上です。

○大久保勉君 分かりました。二兆円というのは絵にかいたもちということですね。基本的には、具体的にどのぐらいの融資があるのか、それとどのぐらいの価値があるかというところによって金額を決めていくのが一般的です。ですから、二兆円を最大限として取りあえず機構をつくらうということだったら分かりませんが、この辺りもう少し議論していきたいなと思っております。

恐らくは、価格をおっしゃらなかったのは、恐らく価格が五〇％ぐらいになるケースが多いです。その場合は、二兆円買い取るということは額面四兆円の融資なんです。そういった融資が本当に購入可能か、若しくは購入する必要があるのか、この辺りが論点だと思っております。

ちなみに、金融庁に質問したいんですが、二重ローンの対象金額はどのぐらいと推定されているのか。もちろん、これは個人、中小企業、そして重要なのは今回は農林水産関係、さらには医療関係、全て合計してどのぐらいか、質問したいと思っております。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答えいたします。まず、個人、中小企業についてでございますけれども、私も、被災三県に所在する民間金融機関からヒアリングを行いました。五月末時点で東日本大震災以降に約定返済を一時停止した、若しくは正式に条件変更契約を締結した債権額を集計

いたしました。その金額は、個人住宅ローンについては約一千億円、それからその他の事業性ローンについては約四千五百億円、合わせて約五千五百億円となっていると承知しております。その他の分野の貸出債権でございますけれども、これは各省に確認いたしました。

まず、農林漁業関連でございますけれども、この農林漁業関連はなかなか推計が難しく、先ほど申し上げましたような約定返済一時停止等の債権額ではございません。被災三県における農協とか漁協の貸出資金残高を集計したものでございす。単純に集計いたしますと、合わせて約七千七百億円。特に被害が大きかった沿岸部の十三農協、三漁協では合わせて約三千八百億円となっております。

それから、医療関連でございますけれども、通常の民間の金融機関による医療関連への貸出し以外に、独立行政法人福祉医療機構というのがございまして、そこで被災三県に所在する医療機関等への債権額として約九百十億円でございます。特に被害が大きかった沿岸部では約二百八十億円となつていて承知しております。

それから、住宅関連でございますけれども、独立行政法人住宅金融支援機構において、同じく被災三県における住宅ローン債権残高として約一兆四千億円あるわけでございますけれども、そのうち、これは国土交通省が推計しております。国土交通省の推計によりますと被災債権残高は約千二百十億円というふうな試算されております。今申し上げましたように、債務者のそれぞれの区分けに応じまして私も金融庁がヒアリングいたしました。それから、一定の推計をしているところもございす。それから、推計できずに地域で取っているといった金額もございすので、単純にこの金額全体の範囲を合計することはなかなか難しいのではないかなというふうな考えております。

○大久保勉君 それ合計するのはなかなか難しいのですが、出てきた数字を全部合計したら幾らに

なりますか、今電卓がなかったもので。

○政府参考人(遠藤俊英君) 今申し上げました数字を単純に合計いたしますと、約一兆円という数字でございます。

○大久保勉君 一兆円がまずはスタートであります。

その中で、今回、自民党、公明党さんも了解してもらいまして、私的整理ガイドラインというのを充実させていくということでありまして。この中に、私的整理ガイドラインで金融機関に債権放棄をさせる、若しくはそれを促す、そのことによって債務者を助けよう、こういった金額も出てくると思いますから、私的整理ガイドラインにも適用できるとしたらどのくらいなのか、もちろんこれはまだこれからの話ですが、どの程度あったら望ましいか、そういった数字が出てきましたら教えてください。

○大臣政務官(和田隆志君) お答え申し上げます。

今、大久保委員の方から御指摘ありましたように、私どもとしては、債権の買取りということを検討する一方で、やはり当事者ができるだけ迅速に解決していただけるという手法も探るべきであるという視点の下に、私的整理ガイドラインを、今までは事業者についてのみに設定してございましたが、個人について、また個人事業者について与野党にもお知恵をお借りしながら設定したところでございます。

今お尋ねは、これによってどれぐらいの債権が処理できるのだろうかという御疑問でございますが、そこは、大変申し訳ございません、私どもは、債務者と債権者の間の処理スキームをできるだけ多くメニューを取りそろえて、その中で一番自分たちが欲するもので処理していただくということを前提につくっているつもりでございますので、ある面では、全債務者、債権者にこうした私的整理ガイドラインに適用できるかどうか御検討いただいてもよろしいのかなというふうに思っています、実際にどの程度金額がこの部分に

持ち込まれることになるかはちよつと今のところ予測がつかない状況でございます。

○大久保勉君 金融庁らしい答弁ですが、この辺りは片山先生とか若しくは西田先生と同じように、もうちよつとしっかりしろよというふうに思うかもしれませんが、しっかりと制度をつくりましたから、その制度が担保されないといけないと思います。

そこで、提案的な建設的なことも含めまして、私的整理ガイドラインの活用件数を増やすために金融機関にインセンティブを付けさせる必要があります。実際には、債権放棄をした場合に無税償却を促すとか、若しくは金融機能強化法で公的資金、それも非常にコスト的には安い、また責任を問わないような公的資金を入れて私的整理ガイドラインの適用を促すと、こういったことをやっています。これはいわゆるあめの政策です。

できた、むちという部分でしっかりと金融機関に対して規制をする必要があります。具体的には、金融検査でしっかりと指摘する、場合によっては私的整理ガイドラインの適用件数、金額を公表させる、こういったことを提案したいと思っておりますが、和田政務官、これに関する御所見をお願いします。是非踏み込んだ答弁をお願いいたします。そうしませんが、与党としては、もしかしたら片山法案の方がすばらしいかもしれないという判断になる可能性もあります。

○大臣政務官(和田隆志君) 済みません、しっかりと答弁しろという御指摘でございますので、できるだけ努力いたします。

私的整理ガイドラインをできるだけ皆様方に御活用いただきたいという趣旨では、債権者となっている金融機関等に債権放棄を損益として損金の額に算入するというのを財政当局との間で交渉中でございます、それをできるだけ実現したいというふうに思っています。また、債務者としても債務免除益の方を税務上償却できるように考えております。

先ほどお尋ねの、実際に進んでいるかどうかを

しっかりと当局としてチェックすべきではないかという御趣旨だと思っておりますが、私的整理ガイドラインそのものが民間当事者の間で設けられているもので、強制まではできないと思いますが、私ももやっぱり世の中でどれぐらい取り組んでいるかを見ていくのを要するにしっかりと知っていたらどうような環境はできるだけ整えた方がいいんじゃないかというふうに思っておりますので、あくまで主体が民間当事者になりますけれども、それらの方々にしっかりと公表をお願いするよう、私どもとしても動いていきたいと考えています。

○%の価値しかないものをほとんど一〇〇%で買収するというのは、誰を支援するのか。それは、この債権を売っている金融機関、銀行であったり、JA、JFさんを支援する。つまり、隠れ補助金の法案なんでありまして。この辺りはしっかりと議論していく必要があると思います。

○大久保勉君 分かりました。しっかりと公表をさせるということも承りました。

今回は財務省も金融庁もかなり踏み込んでいます。税制の優遇であったり公的資金、それも非常に低利、この点に関してはしっかりと国民の皆さんに訴えてまいりたいと思います。

どうして今回野党各党から出ました法案が問題があるのかといふのは、まず二兆円という金額、実際の二重ローンの対象金額が一兆円で、それに私的整理、仮に五〇%私的整理があった場合には五千億しか残っていないんです。その五千億を金融機関が全額買取り機構に売らないと思

○委員以外の議員(西田実仁君) 御質問ありがとうございます。大久保先生には大変に三党協議でもお世話になりました、ありがとうございます。

百歩譲って全部売ったとしても、実際の債権価格というのは、額面一〇〇に対して五〇%以下というケースが多いです。といいますのは、津波で建物が流されています。リース、いろんな問題がありますが、全て機械も動かないという状況です。担保価値はありません。会社の操業もなかなかいかないという状況ですから、物によつては額面の一〇%、二〇%というの多いと思います。そういった状況で、かなり将来の再建を期待して五〇%で買収するというのが現実的な数字じゃないかと思っています。その場合は、五千億掛ける五〇%ですから二千五百億、全額売ったとしてもそんな金額なわけなんです。

今御質問ございましたけれども、まず、私どものこの法案につきましては、債務保証によって二兆円を調達するわけですが、決してその二兆円全てを瞬間的に買い取るということではもちろんないことは御承知のとおりであります。また、その対象が今回の東日本大震災の直接的被害のみならず原発等も含めた間接的な被害ということも含めておりますので、先ほど金融庁の方から御説明ございました、現時点でのそうした債権債務関係ということに加えて、今後まだまだ広がるに五年、そしてその後十五年ということですから、最長で二十年という長きにわたるものでありますので、その間のことを見て最大二兆円というふうに考えているということでございます。

ところが、二兆円買い取るということは何をしているかといふと、本来は一〇%から二

そういう意味で、決して二兆円ということを前提にして今御質問のような金融機関を支援する

のような買取りが行われるということはそれに当たらないというふうに思います。

この適正な価格ということがどこにあるのかというの、確かにそれは簡単な話ではありません。我々の法案でも、第二十三条で適正な時価を上回ってはならないと、このように定めております。その適正な価格というのは、もちろん、余り高過ぎでは金融機関に利するだけになってしまふし、余り安過ぎでは誰もこの機構に売ることない。こういうところで、被災地の方々の企業を、中小零細企業を、その債務を負担軽減しながら再生をいかにして図るかというところで適正な価格というのがおのずと導かれてくるものというふうに思っております。

○大久保勉君 分りました。

先ほど、原発の被害もあるから金額が増える可能性があるという御指摘もありました。私もそのとおりだと思っておりますが、今回の二重ローンの問題は金融だけでは解決すべきじゃないと思っております。例えば、土地を国が買い上げてあげる、場合によっては、原発の事故で汚染が進んだ農地に関しては、場合によっては機構が、原子力賠償機構が買い上げる、こういった支援もあり得るんじゃないかと思っております。

そこで、関連しまして、今週、参議院で審議予定の原子力賠償支援機構法のことに関して若干質問しようと思っております。といいますのは、同じ機構という形で、どういう形でガバナンスを利かせていくのか、この点が重要だと思っております。つくることよりも実際に運営させることが重要でありますし、その中で、いわゆる二重ローンの被害者、場合によっては原子力の被害者をどういう形で支えていくか、この辺りから質問してまいりたいと思っております。

まず、質問としましては、第二次補正予算で十億二千万円の東京電力に関する経営・財務調査委員会経費が計上されております。賠償支援機構及び東京電力は、多額の予算を使った資産査定の結果を十分に反映させて特別事業計画を作成すべきと

考えています。その担保する条項は原賠支援機構法にあるのか、もし、恐らくないと思います、ないんでしたら、松下副大臣がいらっしゃいます、ここはしっかりと、十億円の予算をつくって第三者委員会が資産査定をしておりますから、その結果を東京電力と支援機構に認識させて、しっかりとこの数字を使うと、このことを表明してほしいと思います。

○大臣政務官(和田隆志君) 原発被害対応の方は私でございますので、私の方から御答弁申し上げます。

今、大久保委員御指摘のとおり、十億円この経営・財務調査委員会の経費として計上いたしております。これは、むしろ、まさに委員の問題意識の容の査定にかかり、これから先、是非成立をお願いしたいと思っておりますが、支援機構法案が成立しました後に、支援機構と東電とが協力しながら特別事業計画を策定することになります。その特別事業計画の中にその資産査定の部分をしっかりと反映させることができるよう、今から作業をするというこのためにこの補正計上を図ったものでございまして、今委員の御指摘のような運用を努めて努力してまいります。

○大久保勉君 ですから、運用できるということではなくて、運用をさせるということではないです。もう一度お願いします。しっかりと第三者委員会の決定したことに全て適用させるということで。

○大臣政務官(和田隆志君) 委員の御趣旨が全部丸ごとそっくりそのまま適用ということであれば、ちよつとそこまでお約束できるものではないです。けれども、しっかりとその結果を受け取った上で、特別事業計画がそれに基づいているのかどうかをしっかりと見させていたきたいと思っております。

○大久保勉君 実は、ここが問題なんです。今回の賠償支援機構に関しては、東京電力の経営陣にとつて強制力があるかどうか、この辺りをしっかりと担保していないと、機構というのが、すば

らしい機構はできたんですが、実際の運用は国会の趣旨とは全く違うおそれがあります。

もう少し、じゃ具体的な部分で申し上げますが、例えば東京電力の株式を機構に買わせる場合に、これは東京電力経営陣が買取り依頼をしないといけません。ですから、買取り依頼をしない可能性がなくなります。じゃ、どうしてやるかといましたら、いわゆる廃炉、いろんな汚染水の処理にはコストが掛かりますが、そういったコストを計上せず、何とか債務超過にならないと、だから資本は要らないと、こういう状況で経営することも可能かと思っております。その場合、何が問題かといましたら、廃炉が進まず放射能の処理が進まない、こういった問題が出てきます。ですから、この辺りをどうやって政府がコントロールするか、ここが非常に重要なポイントであります。

そこで、まあこれを担保するものとしては特別事業計画なんですが、この特別事業計画に關して、毎年若しくは半期ごとに国会に機構及び経産大臣が国会に報告すること、また国会でそのことを質問する、こういった制度が必要だと思っておりますが、この点に關して、恐らくこれはもう松下副大臣、是非答えてほしいんですが、ちゃんと国会に報告するか、このことを表明してほしいと思っております。

○副大臣(松下忠洋君) 東京電力が特別資金援助を受けるためには特別事業計画の提出が必要でございます。その前提として機構は厳格な資産査定を行う必要があると、こうなっております。また、特別事業計画を通じて、汚染水処理等の収束とか廃炉費用についても、その詳細について確認されることとなると考えております。機構による支援に先立ちまして、既に現在、東京電力に関する経営・財務調査委員会による徹底した資産査定が行われているところでございまして、機構においてもこの査定結果は活用されるものと、こう認識しております。

特別事業計画について、必ずしも決算期ごとに更新させる旨の規定はありませんけれども、計画

の履行状況につき主務大臣が報告を求めて必要な措置を命ずることができるとしてあります。政府としても、この特別事業計画が着実に履行されていくようにしっかりと注視していきたいと、こういうふうにしてあります。

○大久保勉君 私の質問に答えてもらっていませんが、それは大臣が東京電力に要請することであるか、政府が国会に対してちゃんと報告するか、これがポイントなんです。

例えば、同じような機構として預金保険機構があります。過去には破綻金融機関に対して公的資金を投入しています。これに關しては、金融大臣が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容に關して国会に対して報告を求めています。これはFRC報告と言っています。で、年一回、少なくとも一回は財政金融委員会が質疑をして運用状況をチェックしています。こういったガバナンスを利かせる必要がありますから、是非検討してもらいたいと思います。

これに關して何かございましたら、答弁お願いします。

○大臣政務官(和田隆志君) 今委員の方からFRC報告と同様の仕組みをしっかりと設けるべきではないかという御指摘がございました。

私どもとしまして、特別事業計画がしっかりと履行されているかどうかを行政としてチェックすることはもちろんのことでございますが、それを、今回このような法案をお願いしているわけでございまして、国会の方に御報告する機会があるべきという御意見については私も非常に傾聴に値するものだと思います。

特別事業計画そのものがどんな内容になっていて、それがどれぐらいのタイムスパンで実行されるものかということが今ちよつと見えていないものから、例えば毎決算期ごとというところにはなかなか、いつ、今すぐぞうだというふうには理解できませんが、どこかの時点できっちり国会に御報告申し上げるようなフェーズを設ける

ことそのものはしっかりと考えていきたいと考えています。

○大久保勉君 次に、支援機構がしっかりと原子力事業者の経営状況、若しくは東京電力の株若しくは他電力の株式をチェックする、若しくは安定化のために何らかの行動を起こすことが私は必要だと思っています。さらには電力債、東京電力だけでなく四兆円の電力債がありますし、それが暴落した場合に日本の社債市場が大きな打撃を受けます。

こういった観点から質問したいんですが、政府及び機構は、東京電力の経営状況若しくは他電力の経営状況に甚大な被害が想定される場合には電力債を買い支えることができるのか。いわゆるセカンダリーで電力債を買い支えること。また、金融システムに問題が生じる場合にはしっかりと、問題が生じないように何らかの処置をする。こういったことに関して、これは和田政務官ですか、に質問したいと思っています。

○大臣政務官(和田隆志君) 今、大久保委員の御指摘の、政府及び機構が東京電力の電力の安定供給、そして確実な賠償責任を果たすこと、こういったことのために資金が必要で電力債を発行するときには、それに対して引受役となることはできることになっております。

しかし、今御指摘の流通に付された国債、電力債、そうしたものについて、これを買えば支えながら株価の維持を図ったりすることは、今与えられている法案の文章上は、東京電力の電力の安定に資するというのが読めるような説明が合理的にある場合には考え得るものだと思いますが、一般的な理解からすると市場の安定を目指して行われるものでございますので、それは別途手当てが必要なのではないかと考えます。

○大久保勉君 じゃ、別の質問で、電力会社の電力の安定供給のためにするいわゆる電力債の暴落に対する措置、つまり流通市場で電力債を買い取ることができるという解釈ですか。

○大臣政務官(和田隆志君) 現時点の判断として

は、そういったことが起こらないように、東電に対して資金調達をしつかりしてもらおうよう機構と政府で手当てを打っていくということだろうと思っています。

○大久保勉君 そろそろ時間が参りましたので締めめの質問に入りたいんですが、ここでは原子力賠償支援機構のケースでいろんな質問をさせてもらいましたが、法律で決めること、で、それをどういう形で運用していくか、これが非常に重要だと思っています。引き続き国会でチェックする必要があると思います。

片山先生以下、山田先生、西田先生等で協議されました東日本事業者支援機構に關しまして、この設立の目的は私も非常に正しいと思っていますし、しっかりと応援したいと思いますが、実質的にこれがちゃんと運営するのか、すぐに債権を買い取ることができるのか、さらには税金の投入、将来の投入で多大な国民負担が発生しないか、こういったガバナンスを強化する必要があります。ですから、機会がありましたら引き続き国会の場、場合によっては三党協議の場で議論させてもらいたいと思います。

すばらしい法案になることを期待しますが、残念ながら内容的に政府としまして若しくは与党としましては足りない部分もあるということで、私は反対すべきかなと思っています。

以上で終わります。

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大です。本日は質疑の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

現在、被災地では地震、津波、原発事故、さらにそこに政治災害とも言える政治の混迷が、まある政府の混迷と言ってもいいと思いますが、加わりまして、かなりの混乱が生じていることをまずは冒頭申し上げさせていただきますというふうに思っております。

被災地を巡っていますと、最近共通して言われることがあります。それは、結果が欲しいということです。政府の答弁には余りにも検討中、検討

します、議論します、そういった内容が多くて、まだ養護金も手元に来ない人が多い中、とにかく抽象的な議論ではなく結果を出してほしいというふうに訴えられます。この結果を、結果を出してほしいの結果ですけれども、四か月以上も被災地では待っています。待てない人たちはほとんど外に出るを得ない状況に追い込まれています。被災された者は皆一丸となって復旧にかかわり復興に取り組みたいと、そのように願っています。それを阻んでいるのが政治であってはならないと強く感じておるところです。

地域社会の様々な場面で、また、地域経済、そして雇用の約七割、八割を支えているのは、御存じのとおり、中小企業の皆さん方です。被災した沿岸部は漁業関連会社、農地が浸水したことが注目されますが、それ以外の分野の企業さんも多いわけで、そうした方々の多くが今回被災をしてしまいました。中小零細企業は、この震災により直接施設設備がダメージを受けただけでなく、取引先へその被害が及び、立ち直るための利益、資源確保が大変困難であります。建設業界関係でも、公共事業の仕事をしていて津波被害に遭った重機が一千五百億円分もあります。そうした企業が事業の再生、そして地域の再生を本気で行動しようとするときに彼らの頭を悩ませるのがこの二重ローン問題であります。

本日は参考人として宮城県の多賀城・七ヶ浜商工会会長の安住政之さんに上京をしていただきまして。

四か月半が過ぎた現在の被災地ではありますが、多賀城地区はソニーさん、日本フイルターさん、レングーさん、東洋刃物さんなどの大手の企業が多く、それらが事業縮小を考えざるを得ない状況でございます。さらに、そうした大手企業群があるということとは、その仕事の下請をする中小企業群が数多くあることということでも御理解いただけるというふうに思います。そうした中に、中小零細企業の現況を質疑させていただきながら、二重債務の苦境に置かれた皆さんの解決策をこの場

で議論していきたいというふうに思います。

それでは、安住参考人に御尋ねいたします。

現在の被災地区、特に沿岸部の中小零細企業全般の状況をまずは教えてください。

○参考人(安住政之君) 初めてこういう場所に出させていただきまして、緊張しているところがありますけれども、御質問の趣旨に沿って発言をさせていただきますと思っています。

現在、三月の十一日に震災を受けて以来四か月半が経過しているわけでございますけれども、まずもって、残骸関係の収集関係についてはある程度は落ち着いてまいりましたけれども、今、多賀城市自体が、六万三千人の人口を有しておったところでございますけれども、七月の二十日現在で一千二百名の方が他市町村の方に移動をしておりまして、大変な人口の減少、そしてまた先ほど来お話ありました企業の撤退というようなことに直面をいたしております、非常に厳しい状況下の中で今私ども中小の商工業者はあえいでいるところでございます。

私どもの町は、元々は仙台新港の背後地というような形の部分の中で形成をされておりました、歴史と工業の町というような形の位置付けで運営をしておったところでございますけれども、今回の震災、そしてまたそれを追い打ちを掛けるあの津波でございまして、私も当日は胸まで水に浸りながら三時間を過ごしておったところでございまして、ようやく自衛隊の方あるいは消防の方々に救出をされて一命を、今ここに生かしていただいております。

多賀城市の商工会、多賀城、七ヶ浜、両方を併せまして、合併をさせていただいたわけでございますけれども、千二百五十名の会員を有しておった県下二番目の規模の商工会でございます。しかしながら、今回の震災によりまして約半数以上、六割の七百四十名の会員の方々が被災をいたしております。全壊が九十会員、大規模半壊が百二十四というような形の部分の中で本当に大変な思い

をしておるところでございますけれども、その中で今度は問題として出てきているのが、商工会に對して廃業の届けというような形の部分の会員の方々が非常に多いわけでございます。

その辺で、何とかこれを食い止めなければいけないというようなことで役職員一丸となって今その対策というふうな形をやっているわけでございますけれども、なかなか先行きが見えない。そしてまた、大手の企業さんが次々と多賀城から撤退をしていくというふうな形のが現実として現れておりまして、それらへの対応ということが非常に頭が痛い部分があります。

個人の方々に對してのいろんな形の補償とか補助というふうな形のは結構出てきておりますけれども、中小企業に對しての補助金、支援というものが全くないわけございまして、その辺のことも、やっぱり地元だけでは絶対解決できないことございまして、国政の方でしっかりとしたい形のものをつくっていただきたい。また、地域の今後の在り方について、まだ地域の用途指定とかそんな形のものもまだされていないわけございまして、その辺を至急、早急にやったりやっていたきたいというふうに思っております。

会員さんに会いますと言われる言葉が、対応が遅いね、対応が遅いねという言葉がいつも出てまいります。その辺のことを踏まえて、是非ともいい方向付けを国会の先生方にお力添えをいただければというふうに思っております。

以上です。

○熊谷大君 今、御自身も被災された中で企業再生に向けて非常に御尽力又は御努力されている姿もかいま見えたわけなのでございますが、今まで中小零細の皆様は従来ある国の補助又は支援でしのいできたというふうに思われるんですけれども、なかなかその規模が十分でないという指摘も受けておりますが、それについての指摘も是非現況を報告していただければと思います。

○参考人(安住政之君) 今、熊谷先生の方から御指摘いただいたとおり、金融関係につきましては

かなり条件緩和されまして、あるいは金利的なものも下げていただきました。借りやすくなったことは事実でございます。しかしながら、前々から持っている債権あるいは不動産に対するリース関係のその負担が非常に重くのしかかっているのが現状でございます。

そしてまた、いろんな形でグループ化したら、そこに対して国の方が二分の一、あるいはそれに県が四分の一というふうな形のいろんなお話をいただいているわけでございますけれども、先般締め切った中でも、宮城県だけで千二百五十億円、二百七十七グループからの申請が上がったわけございましてけれども、実際に政府の方で御用意いただいたのが百四十四億円、そして青森、岩手、宮城の各県が負担する分が四分の一ということとで七十二億円というふうな形でございます。

これが二百二十六億円になるわけでございますけれども、それを一県当たりで割っていきますと六十億から七十億というふうな形になるわけですね。その達成率としまして六%までまだ行っていないというところが現実としてはあるわけでございます。

そのような形の、両方から板挟みになったような形の苦しみを今本当に味わっている現状でございます。まして、その辺のことを是非とも御理解をいただければというふうに思います。

○熊谷大君 ありがとうございます。

本場にスケールも桁も、何もかも足りない、不足しているというのが今、安住会長からの御発言で理解できたというふうに思っております。

そこで、今回、政府が出している中小企業基盤整備機構の方で話を移していきたいんですけれども、政府案の方では五年間で再生を図らせて、規模が一千五百億円。しかも、この政府が出している機構は、実績が七年間で七十四件しか再生されていないというございまして。果たして被災している方々が、この実績もままならない、そして期間が五年ということで、しっかりとした再生が果たして可能でしょうか。いかがでしょうか、

安住会長。

○参考人(安住政之君) 五年というスパンで物事を考えたときに、とてもではないですけれども今の状況下の中では無理だと思っております。少なくとも十年、十五年というふうな形のスパンの中でその辺の御投資的なものもしていただきたいなというふうに思っております。

○熊谷大君 更に議論を深めていきたいんですけれども、私も週末地元を回っていて、二重ローンの解消を野党側から法案提出をいたしますという話をしていますと、非常に皆さん関心高く、いろいろな質問をされてまいります。それをそのまま今度は発議者の皆さんに質問をさせていただきますというふうに思っております。

被災された企業の方々は何に心配しているかということ、それは基準をわけでございます。本法の案の第十八条に支援基準がありますが、そこにはできるだけ多くの事業者が再生の機会を与えることとなるように適切に配慮することあります。

私、これすごく有り難い、大変有り難いことだとこのように思っておりますが、続く、東日本大震災復興基本方針、これはまだ骨子なわけでございますが、及び被災地域の地方公共団体が定める復興計画との整合性に配慮しなければならぬというふうに明言しております。

この一文が入っておりますと、支援される事業者は恐らく沿岸部で建築制限を受けてしまう企業が多くなるというふうに考えられるんですけれども、これはどのように考えればいいのか。取りあえず債権を買い取るということに集中するという支援なんですか。基準を教えてください。

○委員以外の議員(片山さつき君) 熊谷議員は宮城の本場に被害の非常にひどいところを歩いてこられた、私も御一緒しておりますが、非常に生の意見をこの法案を作るに当たってもいただいた委員でございまして、まさに沿岸部地域におきましては、津波の関係で全ての財産が滅失し、家族や従業員も亡くなった上で、もう廃業するしかないという方をみんなで説得して、廃業しない、何とか立ち直る。そこで、だからこの既往債権、今まで借りていた債権についてはここで買い取って、十年、最長十五年間においては資本のようにするということは、これは毎月、毎年の返済をしなくてもいいということですから、それで新しいニューマネーを出して、じゃ、仮設の工場ではないけれども営業はできないから、小さくても安全なところで事業所を造るとか店舗を再開するとかあるいは診療所を造るとか、そういうことをするた

めのものでございます。

ですから、建築制限が掛かる掛からないがあるからといって、全ての事業者です、今我々が地域として考えておりますのは、九つの県にいわゆる財政支援ができる特定被災地域というのがありますので、宮城県においては全域でございますから、その地域で事業をやっていた事業者が事業を再開する。全く同じ業種でなくてもいいので、被災地域の中で、同じ宮城県内で動いてもいいし若手に行ってもいいんですが、茨城に行ってもいいんですが、中で動いてやるということだけが条件。そして、こういう債務を引き取ってさぐれば、この被災者、事業者には金融機関なりリース会社なりJA、JFが貸すよということさえあればいいので、被災地域が建築地域の規制を受けておろうが、それは被災の支援基準から漏れるということには全くならず、むしろそういう方については更にいろんな配慮が必要ですから、それを相談等で考えていって再生するという意味でございます。

ただ、やはりその県や市がいろいろなことを考え、安全を考えて、この地域ではもう工場は無理かなということになったときに、真つ向から被災者が対決してしまつて、そこに工場を造りたいということになつてしまつと、公的な資金が出てきているということとの兼ね合いがあるので、そこは相談をしながらというだけの意味で、当然最も対象にしなければならぬ事業者の皆さんだと考えております。

○熊谷大君 被災地の方に配慮を、被災者又は被災

災企業の方に配慮をさせていただくということ、これがやっぱり大前提になってくると思います。そうしないとなかなか希望が見えてこないというのが今の現実かなというふうに思っております。

さらに、その基準とも深くかわつてくると思うので、ちょっと個別具体例のような形で質問をさせていただけたらなというふうに思っております。

女川町という小さな港町でございます。宮城県にあります。小さな町ですが、しかし漁業界にとつてはとつとも大きな町でございます。水産加工会社も多くあるわけで、そうした加工会社さんは仮設工場を建てるにも、地盤沈下して大雨や大潮のたびに浸水、冠水してしまうので、災害救助法の復旧の理念の下であると、護岸工事、堤防工事を早急にしてもらわないと町づくりすらできないということを訴えてまいりました。

そののりを越えて町やほかの民有地に仮設の工場を建てようかと計画すると、二つの課題が出てきます。一つはその民有地などが仮設住宅の建設に優先されてしまっていること、もう一つは既往債務でございます。後者の方は、共済などを利用して何とか運転資金を確保しながらやっております。この仮設の店舗、仮設の工場を担当しておられるのは中小基盤機構でございます。四月に申し込んだものが十月にしかできない、そのような状況のお仕事をされているわけで、そこに更に既往債務についての二重債務の担当、不可能だと思いますが、いずれにしても、私どもはこのようなおつしやったような形の既往債務の引取りというようなことを積極的にやるわけでございまして、女川でも気仙沼でもあの辺りは非常にいい漁場でございますので、何とか安全な場所を見付けて機械を入れることができれば将来の採算性は成り立つのだと。私たちは、銀行や信用金庫なんです、私たちはお金はあるから貸したいと言っているんですよ。それが今の残酷な基準だと、投資ファンドだか何だか知らないけど無理だと言われちゃうから、それをあたかも凍結するような形で

態なので、おかの方も右往左往しているようなことが見受けられます。そして、それが原因でどんどんどんどん生命力がかれ始めているということ。

用地問題も救済の対象となるならば、大変手続に手間取つてくると思いますが、こうした個々の企業の既往債務、これは将来的に大きな視野を持った政策が必要になってくるというふうに思いますが、法案では主務大臣が支援基準を定めるとなっています。今申し上げた事例のようなものも専門家がしっかりと審査してくれるのか、そしてそれはどれくらい時間感覚でもって先ほどもありました実行に移すことができるのか、お示しいただきたい。

さらにもう一点なんですけれども、こうした沿岸部の企業さんには、住職、住まいと職場ですね、一体となった、つまり職場が生活の場であり、生活空間が職場と連動しているところが多々あります。そうした債務は事業主扱いにして支援基準となるのかどうか、教えてください。

○委員以外の議員(片山さつき君) 仮設の工場、仮設の店舗が遅い、土地が足りないというお話は、私も女川以外でもあらゆるところで聞きました。この仮設の店舗、仮設の工場を担当しておられるのは中小基盤機構でございます。四月に申し込んだものが十月にしかできない、そのような状況のお仕事をされているわけで、そこに更に既往債務についての二重債務の担当、不可能だと思いますが、いずれにしても、私どもはこのようなおつしやったような形の既往債務の引取りというようなことを積極的にやるわけでございまして、女川でも気仙沼でもあの辺りは非常にいい漁場でございますので、何とか安全な場所を見付けて機械を入れることができれば将来の採算性は成り立つのだと。私たちは、銀行や信用金庫なんです、私たちはお金はあるから貸したいと言っているんですよ。それが今の残酷な基準だと、投資ファンドだか何だか知らないけど無理だと言われちゃうから、それをあたかも凍結するような形で

で国が、まあ国営です、預金保険機構、貯金保険機構が主要株主ですから、最終的なリスクの受け先となつて引き取るということ、そして国が、地方公共団体やあるいは商工会議所、今日もお見えですが、これは中小企業政策の中でも関連団体となつているところとはあらゆるところと連携し、県や市町、一番皆さんに近いのは県もそうですけど市や町なんです。その方がしよつちゅう会つていられるんです。

女川の町長は何か鉄塔につかまって生き延びた方で、私も十数年来の知り合いでございますが、もうどんなことがあつても、石にかじりついても人口を逃さずにここで再生すると言つて引張つていられる方がいます。それにくついても体育館で頑張っている人がいます。それにくついても積極的にそこに入つて、JFだけじゃなくて銀行や信用金庫からも水産の方は借りているんですよ。場合によっては他県の金融機関からも借りているので、県ごとに支援ファンドをつくつたつてうまくつかつて対応することがこの法案ではできません。で、当然そこには職住一体のものもございますが、個人の事業者の債務ということで判然としないのであれば、全てこの機構の方に引き取ることが可能でございます。

我々も私的ガイドラインを個人のものについて作ることは三党合意で賛成しましたが、これはあらゆる関係者が合意して作るもので、事業用のガイドラインを作るときには私は財務省当局で関与しております。二〇〇二年です。それから今までに数件しか使われていないんです。なぜかというと、民事再生などを行ったときに、回収できる金額から比べてすぐ回収金額が少ないと乗らないからなんです。だから、誰かがリスクを抱えてやらない限り、今、熊谷議員がおつしやったような方の再生は絶対にできない、コミュニケーションが崩壊する、人間の復興ができない。そのためにやっておりますので、是非御安心いただきたいと思ひます。

○熊谷大君 ありがとうございます。先ほど会長からありました、対応が遅いところもあつたので、是非スムーズな又は速やかな政策の実行をお願いしたいというふうに思っております。

また、ここで明確にお聞きしておきたいんですけれども、私も政府が考えている中小企業基盤機構にはたくさん問題点があるというふうに思います。そもそも、仕分の対象になつて、更に使い回ししようという感覚が私はちよつと被災地に対して失礼ではないかというふうに思っております。

ここで発議者に、この政府案の中小企業基盤整備機構を利用しようとしている政策の問題点はいくつかあるのか、明確に列挙してみてください。というのは、政府の考えている機構は、自公政権時代にも行革で中小企業の仕事の目利きや経営の専門家が少ないので外部の専門家に委託しろとも指摘されている、それにもかかわらず正が行われていないと、そういうのも踏まえてお答えいただけたらというふうに思います。

○委員以外の議員(片山さつき君) 中小基盤機構の事業仕分の結果としては、まず、理事長二百二十万円以下の大変高い給料、国家公務員の二七〇という大変な高給取りでございます。何回も是正を勧告、民主党もされているのに、全然やっています。そこで仕事を増やすということを確認することは、事業仕分を看板にした政権の自殺行為じゃないのかと私は思いますが、それで千五百億円をたええ使うとしても、先ほどから申し上げていますように、潜在的に二十二兆円の債権があるこの地域ですから、これから原発の問題の推移等も考えると、どう考えても千五百億円というのは焼け石に水の金額であります。

そして、法律がなくて投資事業ファンドでやることの問題点につきましては、こういう指導、支援をするときには守秘義務があり、本当に被災者の利益に優先して働かなかつたときの罰則がなければ何をするか分かりません。特に、全面的に無

限責任を負うゼネラルパートナーという民間人がいないこの制度は動かないんですが、この人は何かがあつて損失が出たら全部身ぐるみを剥がれる人ですから、当然ささまじい量の資料等を要求して、これでも貸せないか、これでも大丈夫かというのをさんざんやるので今までに七十件しかないのでございます。

○委員長(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(片山さつき君) 中小企業対策につきましては、元々、今回のような異例の災害について、あまねく全ての地域の復興という概念は全くないので、非常に無理があると我々は考えてこの法案を出しました。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

○委員(柳田稔君) 時間が過ぎていきますので、おまとめください。

千件に達しております。

当初は、電話相談では、地震による瓦が落ちて隣に被害が出たとか、壊れた、家賃の不払の問題の賃貸借に関する相談がありました。そして、継続して多いのが被災法令についての相談でございます。被災地での行政機能が相当程度麻痺をしている関係で、弁護士会の相談がそれをごたえているのではないかなというふうに思っております。それから、避難場所での相談は、今問題になっております二重ローンの問題が多々ござい

ます。四月二十九日から五月の一日、宮城県下で全国の弁護士が約延べ三百人が入って、九十五か所の避難所での相談を行っております。その中では、二割が二重ローンの問題でございまして、極めて深刻であり、こういう法改正をしていただきたい、法律を作っていたきたいというきつかけになったのはまさしく相談現場の声でございます。

○荒木清寛君 次は、個人債務者の私的整理に関するガイドラインが七月十五日、関係者が集まった研究会で発表されました。このガイドラインにつきまして、いわゆる私的整理に関するガイドラインの個人版について参考人はどう評価されているのか、また今後このガイドラインの運用に当たって行政当局にどうしたことを望むのか、お尋ねいたします。

○参考人(新里宏二君) 私自身、この私的整理ガイドラインができたということを大きく評価しております。

先ほど述べましたように、被害実態の中で何とか解決をしなければならぬという中で、借金のみが残ったケースについて、破産をしなくても解決ができる免除の仕組みができたこと、それから事故情報に登録されないこと、それから原則として保証債務を解除していただく、また手続費用も本人に負担を求めないという意味では、阪神・淡路大震災では実現しなかった画期的なことが実現できているというふうに思っております。

ただ、課題もございます。例えば、個人版私的整理ガイドライン運営委員会で現場のニーズに合った免除がきつと勝ち取れるようなQ&AとAが作れるのか、また被災地の近くに第三者委員会がつくられて被災者の、本当に現場のニーズにこたえられるのかどうかということでございます。更に言えば、今回のガイドラインにつきましては債権者の同意ということが要件になっております。それについて法的に規制することにはなっておりませんので、それをどういう形で実効性ある仕組みにできるかどうか。

金融庁は非常にこのガイドラインを作成することについて熱心でございますので、何とか金融庁の監督の仕組みの中で実効性ある仕組みをつくれなかろうか。

一つは、例えば二重ローンのダイヤルを金融庁の中に設定していただいて、ガイドラインを遵守しないケースについて相談が受け付けるような仕組み、又は金融監督のガイドラインの中にこの私的整理ガイドラインの遵守状況を何らかの形で組み込ませることによって実効性を確保する、そういうことが今求められている。まさしく、官民挙げて被災者のために取り組むことが今求められているというふうに思っております。

○荒木清寛君 参考人にお尋ねします。七月十三日付けで日弁連会長名で、いわゆるこの二重ローンの問題につきまして、事業者の二重ローン問題につきまして、実効性のある買取り機関を立法により一日も早く設置することを求める、こういう立法を求めると会長声明を出しになりました。また、本日も国会内で同趣旨の院内集会を開かれ、十万人を超える国民、市民の方の署名も提出されたところであります。

そこで、日弁連として、この立法措置でこの買取り機関をというふうに主張される理由、また、そうした意味で今回の議員立法についてはどういう評価をされているのか、お尋ねいたします。

○参考人(新里宏二君) お答えします。やはり、国として、この被災者の二重ローンの

問題をきちんと国が責任を持って解決をするんだという強いメッセージを被災地に与えるということ、それが被災地が極めて今求めていることではないかというふうに思っております。

それから、十五年ないし二十年の長期のスパンの取組でございますので、まず法的な枠組みをきちんと確認をするということが長い年限をもって解決するために不可欠であろうというふうに思っております。

それから、今回の法案についてでございますけれども、まず一番重要なのは、被災地が求める多くの買取りができるような財政規模を確保できるのかどうかということが大きいのではないかと

いうふうに思っております。

民主党の政府案につきましては、中小企業基盤整備機構の千五百ないし二千億円というもののプラス復興債等を考えられているようですけれども、それで機動的に十分な資金が確保できるのかということが疑問でございます。

今回の法案につきましては、政府が二百億円の預金保険機構へ出資し、同機構が新機構へ出資すると。それで、政府の方がそのようなお金については政府保証で資金調達を、財源を確保するという形によって二兆円という枠の設定が言われているけれども、そういう多くの予算を投入するということが予定されているということが復興にとっても極めて大きいのではないかと

いうふうに思っております。

ただ、そのためには、やはり国の税金が不正に使われないというようなきちんとした仕組みが必要ではないかなというふうに思っております。そのために機構への監督の仕組みが、法律によってつくることが不可欠ではないかなというふうに思っております。四十一条以下で監督権限の明確化や、六十六条以下で役員への罰則などが手当てをされておりますけれども、このようなきちんと不可欠なものではないかというふうに考えております。さらに、二十一条で回収等停止要請等もなさ

るべきです。

○参考人(新里宏二君) お答えします。

やはり、国として、この被災者の二重ローンの

問題をきちんと国が責任を持って解決をするんだという強いメッセージを被災地に与えるということ、それが被災地が極めて今求めていることではないかというふうに思っております。

それから、十五年ないし二十年の長期のスパンの取組でございますので、まず法的な枠組みをきちんと確認をするということが長い年限をもって解決するために不可欠であろうというふうに思っております。

それから、今回の法案についてでございますけれども、まず一番重要なのは、被災地が求める多くの買取りができるような財政規模を確保できるのかどうかということが大きいのではないかと

いうふうに思っております。

民主党の政府案につきましては、中小企業基盤整備機構の千五百ないし二千億円というもののプラス復興債等を考えられているようですけれども、それで機動的に十分な資金が確保できるのかということが疑問でございます。

今回の法案につきましては、政府が二百億円の預金保険機構へ出資し、同機構が新機構へ出資すると。それで、政府の方がそのようなお金については政府保証で資金調達を、財源を確保するという形によって二兆円という枠の設定が言われているけれども、そういう多くの予算を投入するということが予定されているということが復興にとっても極めて大きいのではないかと

いうふうに思っております。

ただ、そのためには、やはり国の税金が不正に使われないというようなきちんとした仕組みが必要ではないかなというふうに思っております。そのために機構への監督の仕組みが、法律によってつくることが不可欠ではないかなというふうに思っております。四十一条以下で監督権限の明確化や、六十六条以下で役員への罰則などが手当てをされておりますけれども、このようなきちんと不可欠なものではないかというふうに考えております。さらに、二十一条で回収等停止要請等もなさ

るべきです。

○参考人(新里宏二君) お答えします。

やはり、国として、この被災者の二重ローンの

れておりますけれども、これも法律があるということによって実効性を確保できるのではないかなというふうに思っております。

それから、業務の明確化のごときでございます。よく言われるRCCという債権の買取り機構について多くの消費者トラブルが出されたと言っております。これは時価で買いつけて時価以上で請求をするという形でトラブルが起こっておりますけれども、今回は、二十一条で買取り価格の額面についての免除の努力義務が課されておる。これについては、極めて安心感を与える規定になっているというふうに思われます。

それから、十六条以下で機構の業務が定められておまして、この中では、二次ロスの可能性もあり得ることからすれば、法律によってこのような業務をきちっと規制するということが重要であるというふうに思っております。

先ほど荒木議員から出ましたように、今日十二時から院内集会を開いております。六月の十七日から宮城県の仙台弁護士会を中心に署名活動をしておりまして、暑い中で、私も参加しましたけれども、一か月で十万という署名が上がっております。この被災地の声を是非制度としてきちっと早期に確立していただきたい、これを願っております。

○荒木清寛君　しっかりと、参考人といいますが、被災者の方の思いを受け止めてまいります。参考人にはありますがございました。

発議者にお尋ねいたします。法案の十九条の一項の支援対象の事業者に関してありますけれども、その事業者の再生を図ろうとするもの、こういう定義で被災事業者を支援するとされておりますけれども、その意味、どういう方がこの対象になるのか、説明を求めます。

○委員以外の議員(西田実仁君)　荒木委員にお答え申し上げます。

その事業の再生を図ろうとするものの意味というものは、この機構に対しまして再生支援の申込みをできるその対象は、今回の東日本大震災に

よって被害を受けたことよって過大な債務を負っているもの、加えて、被災地域において債権者等と協力して事業再生を図ろうとするもの、その対象は、実際は民間の中小零細企業が中心になると思います。当然、農林水産業者、社団法人や医療法人等も再生支援の対象になるかと思えます。

○荒木清寛君　そして、この十九条の二項の一号で、再生のおおよその見通しを記載した書面の添付を要件としている理由についても説明してください。

○委員以外の議員(西田実仁君)　今回のこの支援対象にするかどうかを決める際には事業再生計画を出してもらうわけでありまして、平時のようには、またこれまでの中小企業再生支援協議会が行ってきたような綿密な事業再生計画ではなくて、今回はおおよその見通しでも構わない、このようにしているわけです。それは、今回大変な被害の中で被災した事業者が平時と同様の事業再生計画を立てるのは大変困難であると、こういう背景があるからでございます。

現行の再生支援協議会スキームにおきましては、例えば、今後の予想損益計算書、あるいは予想キャッシュフロー計算書、予想貸借対照表、実質債務超過の推移、タックスプラン、借入金返済予定表等々、大変に数値基準も含めて厳格な再生計画の提出が求められます。

しかし、今回は私も、そうした厳密な事業再生計画でなく、より多くの中小零細企業をより迅速に支援していくためにもおおよその見通しでよいと、このようにしているわけでございます。

○荒木清寛君　そして、この支援対象には農林水産業者、社会福祉法人、医療法人等を含むのか。そして、政府案もこれを対象に含むと言っておりますけれども、この政府案における不都合な点があれば指摘をしていただきたいと考えます。

○委員以外の議員(西田実仁君)　政府案におきましても対象事業者は農事組合法人、医療法人等としておりますけれども、実際の政府案なるもの

をお見せいただきましたが、その相談窓口は産業復興相談センターという名前ですが、その本質は中小企業再生支援協議会です。また、債権を買取り取るのは産業復興機構という名前が付いておりますけれども、これは投資事業有限責任組合、すなわちファンドそのものであります。元々、この再生支援協議会も申し上げたファンドも、名前だけは機構とか相談センターというふうな名前のついておりますけれども、その本質は、これまでも農業あるいは医療法人も対象になっていったわけでありまして、しかしながら、この再生支援協議会の窓口相談する企業にはこうした農業や医療法人というのとはとんだ違い。

実際に中小企業再生支援協議会の活動状況というものがこの五月に中小企業庁より平成二十二年年度の活動分析として出されておりますけれども、ここには、そうした元々対象になっていないにもかかわらず、実際には支援ができていない。というのは、これはそもそも、再生支援協議会あるいはそのファンドも含めてでありますけれども、経産省の所管のところであります。経産省が認定支援機関という商工会議所等を定めて、そこが中小企業再生支援協議会というのを運営しているわけでありまして、おのずとやはりその対象となるのは経産省所管の業種に事実上限定されているところと、これが大きく私どもの案とは異なるというところがあります。

○荒木清寛君　先ほど、与党議員の質問で、機構の行い入れ、これは三十九条に規定がございます、と政府保証について議論がありました。二兆円というのは、この法案には書いてありませんので、恐らく三十九条二項の政令でそういう金額を想定しているのかと思いますが、もちろんたくさん借り入れなくて済むのであればそれにすることがないわけでありまして、更に精査してもらいたいと思います。

いずれにしても、この機構の業務というのは、被災事業者の債務の買取りのみならず、貸付けでありますとか、あるいは担保不動産の取得で

ありますとか、あるいは貸付け、融資ですね、様々な業務があるわけですね。そういうものに使うということで恐らく二兆円という想定をしているんだと思いますが、私も、債務の買取りだけで二兆円使うのであれば、これは過大であると思えますね、先ほどの議論ですとね。

ですから、どういふものに使うということで二兆円の借入れを想定し、これを枠としているのか、あらかた説明を願います。

○委員以外の議員(西田実仁君)　今、荒木委員から御指摘いただきましたように、この機構は、債権買取りのみならず、法律においても資金の貸付け、あるいは債務の保証や出資、さらには事業の再生専門家の派遣、その他助言等々、様々な活動、支援を総合的にやろうということで、必ずしも買取りだけのために二兆円ではないということとは御指摘のとおりであります。

○荒木清寛君　それでは、政府も今日は副大臣に来ていただいておりますので、まず、今、先ほどから、政府案でも農林水産業者の再生が支援できる、このように言われております。ただし、これは経産省中小企業庁が単独で所管をする中小企業基盤整備機構が出資するファンドで支援をするということですね。これ、本当にできるんですか。農林水産省と関係なく、経産省が所管をする機構が農林水産業者の再生を支援すると言われても、余りそういうところには相談しないのではな

いか、このように思います。いかがですか。

○副大臣(松下忠洋君)　御心配いただいておりませんが、しっかりと対応していきたいと、そう考えています。

三つのことを我々は考えておまして、基本は、私たちの対象とする事業は、今回の震災で生活の基盤そのものをすっかり失ってしまった事業者に対してしっかりと立ち直っていくための支援をしていきたいという、それが心でございます。これは片山先生たちの法案と半ばその心は一緒だと思っております。

と特性、ニーズをしつかりつかまえないながら、地域金融機関のその協力を得ながらやっていくということを中心としておりまして、そこに主眼を置いて、とにかく喫緊の課題であり深刻な課題ですので、もう震災以来四か月が過ぎました。早く強いメッセージを出して、一緒に立ち直っていくんだぞということをやっていくためのメッセージを出したいと思っております。迅速に、早く対応することが大事だと思つて、そのことにしていきたいと思つています。

そのことで今度のワンストップの窓口をつくっておりますけれども、そこで外部人材もしっかりと登用して、そしてその補正もしたり予算も組んでありますので、そこで対象の中小商工業者だけでなく、農業関係者あるいは医療関係者もしつかり対応するようにしていきたいということで、窓口の強化も、人材補強もしつかりと計画に入れております。

以上でございます。

○荒木清寛君 最後に、法案の二十七条には、政府に聞きますが、機構が債務を買収した場合に、債務者、保証人に対して免除、いわゆる債権額とこの買収金額の差額についての免除をするように努めるという規定があります。政府のいうファンドでそういう債務を買収した場合に、その債務者のみならず保証人や物上保証人に対する負担軽減というのはどうするんですか。これは何の根拠もなしに、何か考えていることがあるんですか。

○副大臣(松下忠洋君) 新たな機構の設立は、被災地の事業者とにかく早期復興を手助けしたいということを中心とした目的として申し上げたのとおりでございます。この目的に照らしまして、再建に十分な期間が確保されなかったり、債権放棄の額が不十分であったりすることで被災事業者の再建に支障を生ずることのないようにしっかりと対応できる制度を構築したいと考えています。

同様に、保証人に対しても、新たな機構設立の趣旨を踏まえて、柔軟かつ適切な対応が図られることを確保したい、そう考えています。

○荒木清寛君 対案も出ていないということでありまして、もう野党の法案に政府もきちんと賛成するべきであるということをお願いして、終わります。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、川合孝典君が委員を辞任され、その補欠として大島九州男君が選任されました。

○松田公太君 みんなの党、松田公太でございます。

みんなの党は今非常に微妙な立場に立たされておりました。本来今日私がここで実は答弁する予定じゃなかったんですが、小議員がちょっと怒りでもしたら声が震えてしまうかもしれないという話もあつて私が代わりに答弁ということになったわけですが、(発言する者あり)失礼しました、質疑をさせていただきますことにさせていただきますけれども、先ほど片山さんからも趣旨説明の中にお話がありました、ちょっと一文だけ読ませていただきますと、これまで自由民主党及び公明党、民主党の三党による協議を重ねてまいりました、共同提案いただいている方々が日本・新党改革も超党派で同じような勉強会を重ねていらつしやいましたというふうにおつしやいましたが、実はこの中には是非みんなの党も入れていただきたなというふうな思つておられるというお話がありましたので、それだけ一言まずは申し上げさせていただきますと思います。

○委員長退席、理事藤原良信君着席

早速質問をさせていただきたいと思つていますが、まず本法案の目的についてですけれども、事業の再生を図るものに対し金融機関が有する債権の買取りその他の業務を通じて支援するとあります。

が、私はちょっと海外生活が長くてちょっと日本語が難しいなというも思つていますが、再生を図ろうとするというこの言葉、例えば再生が可能なという言葉とは非常にその対象者に大きな違いが出てくるんじゃないかなというふうに思つております。これは確認なんですけれども、本法案は、再生を図ろうとする意思、これがあれば基本的に前向きに支援するという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員以外の議員(西田実仁君) みんなの党の皆さんには大変に前向きな御提言をいっぱいいただいております。本当にありがとうございます。

今、松田議員の御質問はまさにその再生を図ろうとするものという強い意思があるものに対しては、これは広く支援の対象にしていこうというのが私たち提案者の思いでございます。

○松田公太君 ありがとうございます。

実は私、以前銀行員をやつておりました。実は銀行サイドの考え方もよく見えるんですけども、銀行にとつても、金融機関にとつても、また事業主にとつても、その図ろうとするそのレベルでもう支援するんだという意思表示をしてしまふのは、ある意味、モラルハザード、これを起こしてしまふんじゃないかなというふうに思つて、ちょっと危惧している部分ではございますが、これについてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○委員以外の議員(西田実仁君) 当然、意思を持つていただければ支援するという、それだけではありませんが、しかし、まず意思を持つていただくことが当然大事になってまいります。その上で、先ほど申し上げました、例えば事業再生計画のおおよその見通しをきちんと持つて、また、そのことを金融機関にもきちんと説明をして、そして新たな融資、いわゆるニューマネーが融資されるということも支援が確保されていると、こういうような中小零細企業、ここに対しては債権を買収する等の支援をしていこうと、こういうわけでございます。

問題は、その価格の問題が、適正な価格を上回つてはならないと二十三条に定めているわけです、その価格をどう算出していくのかというのは、まさにこれは一律に何割とかいうことではもちろんありません。個々のケースによつて異なりますけれども、そこはやはり様々なおおよその見通しや復興計画等々勘案をして、適正な時価を上回らないようにしていくことで進めていければというふうに思っております。

○松田公太君 先ほどの答弁の中でもありますが、そのおおよその計画、ここについてもうちょっとお聞かせいただければなというふうに思ふんですが、先ほどの御答弁の中では、中小企業基盤整備機構と比較するとおおよそという計画でいいんだと、細かな事業計画、キャッシュフロー計画、そういったものを全部要求するわけじゃないんだということをおっしゃっていました。そのおおよそというそのイメージを是非つかみたいというふうに思つておられますので、是非御説明いただければと思います。

○委員以外の議員(西田実仁君) ありがとうございます。

まさにおおよその見通しというもののうち身でありますけれども、もちろんそうした中小企業再生支援協議会で求めるところの書面が出ればそれにこしたことはありません。もちろんそういうところもあると思います。

しかし、それが仮になくても、例えばでありますけれども、再生計画を基本的にどういう方向で進めていくのかという定性的な書面、あるいは当面の取り組みべき改善事項はこういうことである、そして中長期にはこういうことを改善していくかなきゃならない、こうした中長期に取り組むべき改善事項というものの定性的に述べていただく、書いていただく。加えて、計画数値につきましては、例えば、営業黒字にいつごろまでに転換しようとか、あるいは債務超過は解消する年数は大体このぐらいを見通しとしておられると、こういうようなことは、やはり事業をやつておられる方、

また金融機関に対してもそれなりの説得力を持つて説明をしていただかなければならないというふうには思っております。そういう意味でのおおよその見通しということでございます。

○松田公太君 ありがとうございます。

大体イメージは付いたんですけども、実はこれ、私も銀行員時代、中小企業を何百社と回ってきた経験からいいますと、例えば、いろんな事業の五年計画を出してください、三年計画を出してくださいという話をしても、非常に苦慮される方々が多いんですね。特に個人事業主の方であつたり農業関係の方、水産業の方であれば、多分一回も書いたことがないという方が大勢いらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますが、それは、例えばボーラプレートといいますか、そのひな形みたいなものを用意されて、ここに例えば数字であつたり記入してくださいというふうな、そういう指導も一緒にやりになるというお考えなんですか。

○委員以外の議員(西田実仁君) まさにそうしたことが必要になってくるというふうに思います。今回、私どもの法律の中には、例えば認定支援機関との協力関係ということが書かれております。この中には中小企業再生支援協議会というものも当然入ってくるわけでありまして。この支援協議会には協議会スキームというのが既に確立をされていて、今言われたようなひな形というのが実際にできています。

ですから、私たちは、決してその再生支援協議会を何か排除して新しいものでやろうということだけではなくて、こうした協議会スキームで築いてきたノウハウ、今先生が言われたようなそうしたひな形、こうしたものは十分活用していけるというふうには思っておりますし、また、手を取り足を取る形で丁寧な専門的な方がアドバイザーをするということも十分考えさせていただきたいと思っております。

○松田公太君 引き続きまして、債権者が新規の融資を約束する書面が必要という項目があると思

うんですが、つまり銀行サイド、金融サイドがですね、これはどの程度の拘束力があるものをお考えなんですか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 拘束力ということでありまして、やはりそれは融資する予定の表明ということでございまして、じゃ、それが破られたからといって罰則だろということではないですけれども、今回のような臨時異例の、先ほど私が冒頭申し上げましたように、本当にこの地域に存在する企業全てが対象になるとすると三十万社になりますから、まあそんなことはないかもしれないけれども、大量の会社について数年以内に緊急避難措置を講じてあげなければならぬというところが目的で、それではないと、破産しなくてもいい、廃業しなくてもいい事業者や会社が大量に破産、廃業してこの地域からいなくなってしまう。それを避けるということがこの法律の公益ですね、その公益をもつてして公的資金や国の責任の裏打ちを立てるといって、そういう法律の立て方なんです。その前提として何を目的にするかということ、この人が、意思あるところに道があるで、この人が、じゃ本当に、イチゴ農家に水が入って塩だらけなんだけれども、全部ハウスは流れたんだけれど、家族も一人亡くなったんだけれども、別の土地の手当てができるのならば、二億の借金を預かっていただければやろうと言うならば、過去のイチゴ農家としての経験を考え、作ってきたものの腕を考えると十分付き合えるという判断、それがまさに融資担当者の判断であり、それがあつかないかということが非常に大きいと思っておりますので、その判断があり、融資担当者として判がつかないければよろしいのではないかと。

松田議員におかれましては都銀でそういった担当をしていらつしたと思っておりますので、まさに松田議員が中小企業のおじやま、おばやまとお話をされて、いいよとされた、ああいったもので結構でございます。

○松田公太君 ありがとうございます。

ちよつと流れを私把握できていないかもしれないんで、確認のために教えていただきたいんですが、その申込みというのは、債務者の申込みというのとは機構の方に来るわけですね。その機構がそれを受けて、銀行サイドに、じゃ、ここはサポートしましょうという判断をした後に行つて、売ってくださいと、債権を私どもが買い付けますよというお話をしに行かれるわけですね。そういう流れでよろしいですか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 先ほど日弁連の副会長も御相談業務の中でお話しされていましたが、今や金融機関も被災者なんです。本家が流れたり、データが逸失したり、多くの職員が、被災している方も多いです。先ほど私が合計データを申し上げた東北五県あるいは被災六県金融機関は、多かれ少なかれ何らかの被害を受けておりますので、一時の不良債権問題のときのように切り捨てるか切り捨てないかと、こういう局面ではない場合が多いですね。

ただ、やはり金融庁の査定もありますし、今後の自己査定どうするかもありますし、またさらに返済猶予法が今あつて、延ばせる期間が一年という、その基準の関係もあつて、何でもかんでも、どんな状態に今あつても貸せるというわけにないで、それを貸せる状態をつくっていくためにこういう法律を作つてくれないかというお話がむしろ金融機関の方からあつたんですよ。自分たちは、この貸し手がなくなつたら、それこそこの銀行もこの信用金庫もこの漁協も地域に存在できないんです。地域崩壊なんです。

だから、かつての不況やバブルの崩壊のときは全然違う局面で、この地域のコミュニティを残す意味で、できるだけ不正融資と言われないぎりぎりまで何とかやっていきたいという局面で金融機関も持ち込むでしょうし、まさに会議所やあるいは本場に立派な中小企業診断士の先生がずらつ

とというよりは、商工会の昔の相談員だった方がとかお酒に浸らないで、その社会の世界からやつ

ていく話でございますので、金融機関の方も非常に協力的に持ち込んでくるものが最初はあると、そういうようなお話もしております。

○松田公太君 今御質問させていただいたのは、やはり先ほどおっしゃっていましたが、銀行サイドに立つた経験を持つ私からすると非常にモラルハザードが、銀行サイドですね、非常に心配だなという気がするんですね。過去、例えば各支店の支店長がどういう判断で融資を印鑑を押してきたかというのを目の当たりにしてきた私からすると、非常にそこは安易に、国が保証してくれるのであれば、買い取ってくれるのであればということで、そのような案件を回してくる可能性が非常にあるなと思つておりますので、そこは何かしらやはり基準を決めるべきだと思いますし、新規のローンは、やはりある程度拘束力、法的な部分はないとしても、明確にうちよつとしたいというふうな形を取る必要があるんじゃないかなというふうに私は感じてしまっています。——じゃ、どうぞ。

○委員以外の議員(西田実仁君) まさに専門家としての御意見、そのとおりでございます。私どもの法案では、例えば買い取つてもらおうというときには、きちんと再生しようとする、したいという事業者が金融機関の協力を得て、そして金融機関と一緒にある意味で機構に買取り申込みをするということでもあります。

したがって、また書面も、新規の融資を行うという書面も出さなければならぬと、こういうふうな法律に定めているわけでありまして、そこを、金融機関にとつて、何でもかんでもこの機構に売って自分たちだけがきれいになるというふうな話にしてはいけないわけでありまして、このモラルハザードが起きないような立て付けをさせていただいているということでございます。

○松田公太君 是非その点はよろしく願ひします。サードパーティーのような感覚で銀行が下ろしてくるようなことがないように、是非お願いできればと思ひます。

次の質問に移らせていただきますが、この中に既に、例えば自助努力で震災後、新規融資が必要だということで既に融資を金融機関から受けてしまったところ、ここをサポートする体制、過去に遡ってですね、そういうお考えはおありでしょうか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 金融機関がなかなか融資ですとかあるいは運転資金の融資にどのぐらい応じているかということについても、私どもお話を伺ってまいりました。実際にその比率は本当に気の毒なぐらい少ないんですよ。

やはりこの日本の金融界に長年ある担保主義ですか、特に今回固定資産税免除が行われたような水浸しの地域ですね、この地域についての設備投資資金においてはほとんど、とてもではないけれども踏み切れないという状態にあつて、運転資金もお付き合いだから貸しているんだけど、これはあと一年の、一年という人もいましたが、半年という人もいましたが、とどこできちつと自己査定をするときにとても難しいということがあつたんですが、当然その融資を受けていて、それも新しくこの機構に御相談を受けに来られるときには、今まであつた債務でございまして、それとその債務の新しい部分に震災後という意味では追加された部分についても、それはなかなか総体としての額が、返済が大変なわけですから、そちらについても一括として当然買い取って資本化するという対処を考えております。

松田議員はもう本当に日本でも大変高名な成功されたベンチャー企業家でいらっしゃるんですが、海外においてはこういった法律の立て付けをしなくとも、例えば全部担保とローンが一对一対応している貸し方をするところが多くて、その担保が逸失したりそのプロジェクトがプロジェクトファイナンスとして成り立たなかったら、貸し手の方もこれはしょうがないということで、さっさかさっさか放棄するんでございます。

ところが、我が国の銀行の約款、これは松田議員が銀行員だったときから今まで基本は変わって

おりませんで、非常に債権放棄がしづらい、下手なことをしてしまうとすぐに代表訴訟を受けるのではないかとということで支店長はびびってしまつてできない。この体制が直ちに変わらなないので、過大な債務が日本経済の足を引っ張っているときは、全て買取り機関で処理してきた、全て法律である程度公的なバックアップで処理してきたということですよ。

これが、アメリカ型の金融であり、簡単なプロジェクトファイナンスが多く、しかも過大債務にほとんどの事業者がなっていない国であればこういう対応ではないのですが、特に東北地域を調べてみますと、元々が過大債務の上にこの状況ですから、こういったことをやるしかないということから、考えておまして、その対象の中には委員御指摘の、その後に出たものもちゃんと入れてまいりたいと思っております。

○松田公太君 ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

また、本法案ですね、二重ローンの解消ということにどうしてもその重きを置かれていようという感じがしてしまふんですが、再生支援機構という名のとおりに、債権買取りだけでなく、その先の事業再生の目利きとか指導役、ここを徹底的にやっていただきたいなというふうに思っているんですよ。

ただ、その際は、どうしても経営のプロや再生のプロが必要になつてくるんじゃないかなというふうに思っているんですが、それに当たっては、どのような人を例えばスカウトしてその業務に当たらせようというふうにお考えでしょうか。(発言する者あり)

○委員以外の議員(片山さつき君) 松田委員のような方という声がバックベンチから出ましたんですけれども、実は私ども、先ほどからずっと御説明してまいりましたように、今この瞬間から向こう五年ぐらいまでは、積極的な事業の再構築とか、経営資源の再利用ですとか、経営の高度化ですとか、資源再活用といった、いわゆる中小企業

の投資事業の対象で行われているような、ああいうものは五年先だなと思っておるんです。

ちょうどこの審議に踏まえて、我々も中小企業診断士の方とお話をしましたが、今直ちに呼ばれても、もう本当にいら立って絶望した債務者の方から魚か野菜をおつけられるだけだよと言っておられました。つまり、そういう高給のコンサルタントあるいは中小企業経営診断士が出てくる局面

というのは、まずこの倒産、破産を防いで、まずイチゴ農家としてやっていける、あるいは漁船が船として出れるところに持っていって後で、それでもその後は大変ですからね。やはり全体としてこの地域自体に風評がありますし、そこからは経営の高度化も合併も共有化も要するでしょうが、まず個人個人の意思あるところの道を開いて、最低限の生活と復旧をやるのに五年ですよ。その時点では、私どもは、破綻した企業や銀行の再生にどんな人に来ていただけるかという、学歴やお給料の高い方じゃないんです。苦勞して商工会の窓口ですつと人の話を聞いてきた方、役場でもそんなに偉くなつたわけではない方、一通りの経歴と事務書類、行政書類が見れる方で、まず話を徹底的に聞く。

人間の復興ということをやつて、その後で全体の産業政策やプランが出そろふのに恐らく五年です。そこからの話というふうに考えて、まず最初には相談業務、その後五年ぐらいたつたら、それこそ中小企業庁さんが大変さだわつておられるように、そのときまだそのスキームがあればですが、中小企業経営診断士とか高額のコンサルタントの方をお願いするという次の段階のステージに行つてもいいなというふうに二段階に考えております。

○松田公太君 ありがとうございます。先ほど、松田公太議員のような方というお褒めの言葉をいただきましたが、実はベンチャーを起業するのは再生をするのとすくく違うんですよね。私、再生ですすくく難しいなと思つているんです。私自身は多分無理だろうなというふうに

思っている。本当にその意味では再生のプロが必要なんじゃないかなというふうに思っています。是非そのような方々を多く、私は必要となると思いますので、やはり設置していただきたいなというふうに思っております。ただ単にその二重ローンの解消だけではなくて、未来に向けた取組を是非本法案で推し進めていただければというふうに思っております。

続きまして、ちよつと時間も残り少なくなつてきました。この政府保証を含め現在総額二兆円規模の支援を考えていらっしゃるんですが、その試算というのはどのように出されたのか、先ほども似たような質問がありました。教えていただければと思います。

そして、もう一つは、その試算をして、同時にある程度の数値目標というものは持っているのでしょうか。例えば、同機構によって何人、何社の事業者を再生させようと思つていられるかであつたり、何人の場合によつては雇用をこれによつて創出させようと思つていられるのか、そのような、目的は明確になつていきますので、目標の部分、これがしっかりとあるのかどうかということを是非教えていただければと思います。

○委員以外の議員(片山さつき君) 大変いい前向きな御質問をありがとうございます。

最初の趣旨説明でも、あと先ほどほかの委員も答えさせていただきましたように、今さつき金融庁の方から、調べられるデータで調べられたものが合計一兆円と言つておられましたが、全部の対象を、パーセンテージ額を掛けないと一・六兆円ぐらいは彼らは見ておられましたが、例えば町の赤ひげ先生の診療所は何とか事業団からだけしか借りていない病院というのは一個もないんですよ。銀行も借りていませんし、借金も借りていませんし、率直に言つてノンバンクも借りております。私は破綻処理的な業務を長らく役所の方でやつてまいりましたが、実際に債権債務処理をするというところになつてみんなに送達すると、債権って湧いてくるんですよ。本当にそうなんです。そ

れはもう会社をやった方なら多分よく御存じで、まあ倍でなければいい方だと思えますね。

それも、例えば、先日一関の方で広く畜産関係の会社を営む方とお話をしたら、飯館村で大規模な鶏の、養鶏の大きなプロジェクトを持っていたら、当然入れなくなつて、鶏は全部死んだ。全部チャラ。今だつてどうなるか分からないけれども、その鶏も扱っている畜産会社の製品は非常に引き合いがいいので、ほかのところに足りたと言つたときに、そこで借りている金融機関は一関の岩手の金融機関じゃないんですよ。

つまり、その地場地場でお付き合いがありますし、都銀からも借りていますし、そういういろいろなことを考えますと、先ほどの最大限言つた三十三万人という数字であつたり、最大限ここにある金融機関の債権額だけで二十二兆円だつたりという数字、これらを総合的に勘案した上に、日本の不良債権比率が最大だつた時期、あるいは欧米でリーマン・ショック前後で最大だつた時期の歩留りを掛けて、そして全くの個人の住宅ローンとかと、それから大企業を我々除外していますので、それを引くと、今の当座のところでは二兆円あれば、皆さんがこれで自分たちは疎外されたと思わないという枠が重要でございまして、企業再生支援機構も小さく産むということだつたのが、JALを積んだところでまた予算で枠を増やしたとかつてほかにもそういう例があるので、この枠についてはあくまでそういうものだとお考えいただいて、我々は、みんなの皆さんにも御理解をいただいてこれを通していただければ、この枠は、例えばこの状況がどういうふうに展開するか分からない、もっと増えてきたら増やせるわけですよ。みんなで共同すれば予算枠は増やせます。

そして、今非常にいいお話をいただいたので、そこまでは私たちは思はずなかつたんです。が、雇用の創出目標なんかは、是非、附帯とかで付けていけば、大変いい考えだと思ひますので、前向きに考えさせていただきたいと思ひます。

○松田公太君 是非よろしく願ひします。

最後の質問をさせていただきたいと思うんですが、これは政府にも是非お願いできればと思ひますけれども、この買い取る価格ですね、この債権のところ。この算定方法、それを例えばデューデリジェンスなんかを担当者ベースでやらせてしまふとなると……

○理事(藤原良信君) 時間ですので、簡潔にお願いします。

○松田公太君 はい。大きく変わつてきてしまう可能性はあるのかなというふうに思ひますので、できればある程度マトリックスを入れて震災以前の資産の価値にある程度の掛け率を掛けて効率的にどんな数字を出していつてしまふようなやり方の方がいいんじゃないかと思ひますが、どのように思ひますでしょうか。

○理事(藤原良信君) 山口内閣府副大臣、簡潔に答弁をお願いいたします。時間でございします。

○副大臣(山口壮君) はい。

もちろん、被災前の事業の状況あるいは見通し等を十分それぞれの事業に応じて勘案して決めていきたいと思ひています。

○理事(藤原良信君) 西田実仁君、簡潔に願ひします。

○委員以外の議員(西田実仁君) 大変に具体的な御提言をいただきましたので、それも含めてしっかりとやつていきたいと思ひます。

○松田公太君 ありがとうございます。みんなの党でもしっかりと検討させていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございします。

まず、今回の法案の策定に参加されました議員の皆さんに心から敬意を表しておきたいというふうに思ひます。なかなかよくできた法案だというふうに思つております。大変御苦労さまでございしました。まだ賛成と決めたわけではございせん。何かこれから修正が行われるというふうな話がありますので、ちょっと最終的にそれを見てから判断ということになると思ひますが。

いずれにせよ、私も早くから予算委員会等で公的な買取りスキームの提案をしてまいりましたし、民主党のチームの責任者の方とも何度かお話をしましたし、中小企業庁とは随分早くからこの議論をしていたところでございします。当初、中小企業再生ファンドというものを出して、それじゃ駄目だということの議論もして委員会でも取り上げて、ようやく一応、いろいろ批判ありますが、公的な買取りスキームという形で政府が出してきましたけれども、まだまだ不十分といひます。大変心配される点が多いわけではございします。

そこで、昨日、実は、こういう法案審議にもかかりましたので、我が党として今国会で提案してきたことも含めて緊急提言ということで、配付していただきましたけれども、まとめました。

是非、政府も野党の皆さんも参考にしていただければと思ひますが、今日は若干この観点で質問させていただきますので、少しいだけ紹介をさせていただきます。

三枚目にスキーム図がありますので、その方が分かりやすいと思ひますが、要するに、絵にかいてみると、自公案と似ているところはございしますが、中身のほうの方が先に打ち出していたということもありますので、御理解いただきたいと思ひますけれども、まず違ひだけ申し上げま

す。一つは、黄色いところですが、各県被災事業者支援委員会、このところが、恐らく自公案も考えておられると思うんですが、踏み込んで書いてございします。金融機関がやつぱり、市場経済ですから、力関係でいろいろ思うところとやり合ひするところがあるというところが、被災事業者の立場で支援する、相談を受ける、あるいは金融機関とも交渉、調整するということがどうしても必要じゃないかというところが一つです。

二つ目には、後でも質問いたしますが、要するにどこまで債務免除するのかと。被災者の事業者の立場に立ちますと、要するに、いろいろな機構があります、機構から離れたときに、自立すると

きに、その後の事業計画で返済できる金額まで債務免除してもらわないと、そこでがばつと後から負担しろということになると、また倒産とか廃業が生まれるわけですから、返済可能額まで、軌道に乗った段階の時点で返済可能額まで、どこが債務免除の負担を受けるかは別として、するべきだということを確認にしたい。

三つ目は、左上の預金保険機構の部分ですけれども、これは自公案もかませると、出資というのは同じですが、我が党の場合は、後々もし国民の負担、損失が負担と出た場合、やはり預金保険機構の資金を活用すべきじゃないかと。

この三つの点が、少し踏み込んだといひます。特徴かというふうに思ひます。

今日はその点で質問させていただきたいんですけれども、まずその入口の話で、黄色い部分ですけれども、どんなにいいスキームを作つても、結局人口で、金融機関の判断、いろんなものがあつて、そこで排除される後のスキームが幾ら良くても救われないということになるのが現実の問題でございまして、実際には民事のルールでございしますから、あるいは市場原理が働きますので、そこで金融機関が意図的に支援を拒否したり、あるいはもう売っちゃうと、売つちやうとやうとか、いろいろなことが起こるわけですね。

そういう点で、金融機関任せにしない、こういう第三者機関をつくつて、中身的には、私は地方自治体が絡んだ方がいいとか、あるいは日弁連なども参加してもらつたり、いろんな専門家の第三者的な方々でこういう委員会をつくつて、具体的に被災事業者という一緒になつて取り組むという形が現場的には実際問題最も大事なことではないかと思ひますので、載せました。

今日は日弁連の新里先生に来てもらつていますが、今日の日弁連の新里先生のお考えをお聞きしたいというのと、せっかくですので、この我が党の案についても一言、御感想あれば聞かせてもらいたいと思ひます。

○参考人(新里宏二君) 御質問をいただきました

て、ありがとうございます。

〔理事藤原良信君退席、委員長着席〕

日弁連として今、公式な見解ではございませんけれども、個人版私的整理ガイドラインの中でも、各自自治体単位で運営委員会をつくる、そして、その中に法律家、それから公認会計士、それから税理士さん、不動産の鑑定の業務を行う方、そのような専門家の方が入って調整作業をする、なるべくワンストップ型できちんと受け止めるような組織をつくるべきだということで、もう既に動いております。その支部も各沿岸部に十五か所ぐらいつくつたらどうかということでも今動いているところでございますので、そのやり方は参考になると。

私的整理ガイドラインの場合については、債務免除の申立てが、一つのコースは金融機関、一つのコースはこの第三者委員会を通じて免除ができるという格好になっておりますので、そういう仕組み自体が今回も参考になるのではないかと。十分御検討して、やっぱり被災地で使われない仕組みではない、やっぱり寄り添うような格好で、専門家が優しく相談に応じられるような仕組みから入っていくのが極めて重要だろうというふうに入っております。

その意味で、大門先生がいろんな形で二重ローン問題について国会で御質問をいただいている、各党も取り組んでいただくという格好の中で提言をまとめられたということについて、非常に熱心にやられていただいたということが種が広がっているというふうに入っておりますので、大変評価しております。

以上でございます。

○大門実紀史君 それでは、この点、こういう、まあ名前とはともかく、第三者的な支援体制、これについて発議者の皆さんはいかがお考えか、お聞かせください。

○委員以外の議員(片山さつき君) ありがとうございます。

予算委員会等様々な場で大門先生始め御党の先

生方がこの問題につきまわしていち早く御指摘をされて、何段階かこの図がどんどん変わっていつて、その質問のときには私どもも含めて全党から拍手が出ておりましたのを記憶しております。私どももこういう御指摘を参考にさせていただいてこの法案を作っているという心がございました。当然こういう第三者委員会のようなものがないとうまく機能いたしませんので、法律の上でも協力機関のようなものについて全てそれが対象になるようにしております。現実にも日弁連さんからも何度も我々もヒアリングをさせていただいておりますし、およそこういう問題に関係ある全ての士業ですね、それから商工会議所、商工会、それから各種業界団体、もう何とかこの二重債務をしてくれ、その代わり我々も徹底的にその相談で付き合うよというお話をいただいているので、何とか御理解いただいて法案が成立したら直ちに、県ごとと言わずにもっと細かい単位で、あるいはその業種も変えてもいいと思うんですね。やっぱり農業と商工業ではちよつと違うんで、第三者委員会をつくって円滑に動くようにやってみようかと思っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

もう一つの点、先ほどスキームで言いました、要するに、支援した後、機構を離れて自立していただくときに、返済可能額でなければ、全部支払うとかいろいろありますけれども、要するに御本人が返せる金額で再出発してもらうということが重要だと思いますが、その点でこの債務免除額は、簿価とか買取り価格とかいろんな前段であるんですけれども、最終的に御本人の何年かの事業計画の中で返済可能額のところまでいろんなところが協力して債務免除をしなきゃいけないというふうに入りますが、この点、自公案ではいかがお考えですか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 被災した事業者の再生でございますから、私どもは買取りについて五年、それから皆さん最長だった十五年ということを考えているので、かなりスパンが長い

んでその辺は無理せずいけるんですが、そこでしっかりと見通しを持って返せる額ということを考えておりますし、そのために、債権を債権として持つだけではなくて、会社だったら株式なんですが、そうじゃなくても劣後債とか持分とか出資分とかそういう形で事実上凍結して、その間、その復旧や復興がしっかりと見えてくるまで待つて、そこから現実味を持って返していくというようなこともできるようにして、ですから、債権の放棄につきましても事実上法律でしっかりと言及してあると、これは非常に大きいと思うんですね。それがなくともなかなか動けないということもありますし、第三者保証等につきましても外すような方向をしつかり書いておりますので、それは現実的に返せる額ということで間違いなくやってまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 この問題は結構、自己責任論が出てきたりモラルハザード論とかいろいろ出てきて、いろんな話がすぐごっちゃになるんですけれども、これはやっぱりこれだけの大震災でござい

ますから、個人の責任がそもそもない話から出発しているというのと、何度も片山先生からあつたように、そういう方々がそこで仕事をやってもらわないと面としての地域が復興できないという点で、本当にそういう位置付けで考えなきゃいけない、債務免除額もそういうことだというふうに入ります。

この点で、今のところ中小企業庁が中心になっているスキームでございますけれども、政府案、基盤機構を使った政府案では再出発の返済可能額まで減額するという想定があるのかどうか、長官、お願いします。

○政府参考人(高原一郎君) お答え申し上げます。

結論から申し上げますと、でございます。今般、新しい政府案による機構は、被災事業者の方々の債権を買い取つてから一定期間の経過後に、事業の状況を踏まえて一部の債権放棄を行うことにいたしております。ただ、ここで再建に十分な期間

が確保されなかったり、あるいはまた債権放棄の額が不十分だったといったようなことで被災事業者の方々の再建に支障を生ずることがないように対処するというところにいたしております。

以上でございます。

○大門実紀史君 つまり、自立したときに返せない金額をおつかせたら倒産してしまいますから、そこは基本的にそう違わないという解釈を今させてもらいました。

ただ、そうなるかどうかとか、いろいろ仕組み上問題点があつて、先ほどからちよつと指摘されていて、私は中小企業庁の肩を持つわけではありませんが、もう少し中小企業再生ファンドとは違う形で、投資事業有限責任組合ではありますけれども、もう少しそうではない、いわゆる投資会社が入ってちよつとそういう形ではないものとして今回打ち出されたというふうに入らざるを得ない責任者からも聞いておりますけれども、ちよつとその辺どうなんでしょうか。

○政府参考人(高原一郎君) まさに御指摘のとおりでございます。新たな機構の運営に關しましては、まさに被災地の事業者の方々の早期復興ということが最大の眼目でございますので、通常のファンドに想定されますような利益を上げるとかそういうことを目的としたものではない、全く新しいものとして設計をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 もう一つは、先ほどの三つ目ですけれども、最終的な国民負担が出た場合のその国民負担を最小化するという努力は当然政治の責任でなければなりません。幾ら国民に負担を掛けてもいいというわけにはまいりません。そういう点で、この自公日改の案は預金保険機構をかませておられます。我が党もそう思っております。問題は、将来の国民負担というか、機構に損失が出てその最終負担をどうするか、どこがどう負担するかというときに、私は、預金保険機構にも今一兆数千億の余剰資金もありますし、これは

地域金融機関を一定支援するという側面も間違いなくあるわけですから、この預金保険機構が持っているお金を使うことは十分理屈が通ると思っております。

もちろん今法律によって勘定が設けられている関係があつて、例えばこの自公日改が提案されている法案が通つたらそれに伴う勘定がつけられるわけですから、もちろん法改正が必要とか、何々勘定の勘定間の整理は必要なんですけど、それは分かつてはありますが、趣旨として預金保険機構が持っている資金を国民負担を最小に抑えるために使うことは十分あり得ると思いますが、検討すべきだと思ひますが、自公案はいかがお考えですか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 異様に厳しい財政の中で、しかもその復興に要する資金の全体が幾らになるか、復興債の年限が幾らになるかという議論を今政府の方でしている中でやっていると、私どもは最初から、返ってくる可能性のものを買い取るのは、借入れに政府保証を付けるか、あるいは交付国債という形でずっと財政上やっておりまして、私も法律のチェックをする仕事を政府でしていましたが、その二種類以外の例外というのは見たことがありません。なぜかという、一般会計でも特別会計でも、買い取つた上でそれが返済されたり、あるいは場合によつては収益を生むこともロスを生むこともあるというようなものの場合に、その返済がどうなるかを受けるという部分がないんですよ。

ですから、千五百億円の余剰金をお使いになる、これは本来は一般会計に戻るものだったものを使つていくというわけですから、これは税外収入の減収に立ちますので、それだけで財政赤字に貢献しちゃうわけですが、それでは足りないというのはほとんど全員の共通認識ですから、毎年のように一般会計に政府予算で要求していくわけですね。場合によつては何千億円要求する。

その要求自体が我々はやり方としては適當では

ないと思ひますが、それが仮に返つてきても、新しい投資事業法を使った新手法のファンドですか、そこから必ず中小基盤機構に返納され、あるいは中小基盤機構から必ず一般会計に、政府に戻ってくるという保証が一切ありません。

ですから、出し切つたものは返つてこない、財政赤字がその分悪化するというスキームにしかなり得ないわけなので、今まで、大門先生も財政金融委員会からずっと、大蔵委員会から長いですが、この手のものを買い取る時には、全て借入れ、それを返すことでやっているわけで、そのことのメリットとしては、十五年前に住専が起きたときに、いわゆる二次ロス問題として兆円単位のロスが出るだろうと言われておりました。私は担当課長で大変な国会審議を乗り切りましたけれども、そのときに金融安定化基金とかいろいろつくつた上で、さらに、最終的にはこれは金融システムの安定化になるもので、今回の国会で、預金保険機構の方から出したので追加的な財政赤字の悪化に資するような支出は一切なかったんですよ。そういうことも当然視野に入りつつ、預金保険機構が出資し、金融システムの安定化、この地域の金融システムの安定化にひいては資するからやっていると、ごいいますので、当然、先生がおつしやつたようなことを考えながら国民負担を最小化する努力をしてまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 どうもありがとうございます。あとは買取り規模の問題で中小企業庁長官にお聞きしますが、今日もお話があつたとおり、被災地の被災債権というのは、当面は少なくとも数千億オーダーで救済を考えなきゃいけないと私は思つておりますけれども、政府案は基盤機構が一千五百億、それが八割で、地域金融機関が二割です。それから、せいぜい二千億弱の規模であります。すると、数千億の被災債権を二千億ぐらいで買うということ、三分の一の値段で買ったか

半分というお話がありました。それ以下でないとなかなかその規模では買ひ取れないということになって、これは大変難しいことを生むと思ひます。金融機関が売るインセンティブが働かない、三分の一で売らせるためには相当時間が掛かる、結果的に被災者が救われぬ、小零細が救われぬという可能性があるわけですね。

この少なさについては、実は高原さんとも何度か議論したと思うんですが、少ないと思ひますが、これは中小企業庁としてやっぱ財政当局に増やすように要求されるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(高原一郎君) 先ほど来審議の過程で出ておりますとおり、一体どのぐらいの規模の買取り価格が実際に起こるかということについてはまだ不明確な点が多々ございます。かつ、他方で、同様に重要なことは、被災地における中小企業の方々を中心として、事業者の方々が新たな歩みを始められるということに十分な体制をしくことだと思つております。

したが、いまして、機構が必要な資金の規模につきましても、今被災地なども調整をいたしておりますけれども、今後も更に必要だということになれば、必要な支援のための財源につきまして財政当局としっかりと議論をし、相談をして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大門実紀史君 もう質問はいたしません。中小企業庁とは当初からいろいろ相談をして、彼ら非常に熱心にいろいろ考えたのは事実でございます。それにストップを掛けようとしているのが財務省であり、一部の与党の政治家の皆さんでございます。本丸はそこにあるということをお思ひますし、あしたは財務省を呼んで詰めたということをお申し上げて、今日は質問を終わります。ありがとうございます。

○藤井孝男君 たちあがれ日本の藤井でございます。時間が限られた時間でございますので、答弁者は簡潔に御答弁をいただければと思つております。

最初に、この趣旨説明、片山発議者から趣旨説明を聞きましたが、大変丁寧で、私、配付されたこの趣旨説明を見ましたけど、途中からどこを読んでいるのか分からなくなるぐらい丁寧をやつていただいて、本当にありがとうございます。

そこで、余り頭のいい私ではありませんので、発議者の一人である荒井発議者に、政府が、まあ政府は法案として出していませんけど、政府が考えているいわゆる二重ローンの対策、それでは十分だということは趣旨説明でよく分かりました。もう一度それを、このところが本当にこう違うんだという明確なこの法案を出したその趣旨について簡潔に答弁いただければと思ひます。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 先生にはいつも御指導ありがとうございます。

先ほど来からずっと議論がございましたけれども、非常に端的に申し上げますと、中小企業基盤整備機構、政府案ですが、八割が出資するファンドでございます。投資ファンド。ここが法改正もなく中期目標の変更もせずにこういう状況を取り切れるか、こういう問題があります。

これはどういふことかと申しますと、先ほど来から、三万約三千社あるんですが、果たして投資ファンドをつくつて買い取るときには確実に再生してもうかるだろうというような事業者がいるんだろうかという問題なんです。先ほど長官がいろいろなこと言いましたけれども、そもそも入口のときにすごい高いハードルなんです。後で回収できるようにする。

こんな不条理な、ある日突然流された、原発で入れない、仕事はあったけれども仕事ができな。本当にマイナスからスタートする人々を、何とかこの災害と立ち向かつて勝つていただいて、やる気が萎えないうちにも一回みんなで頑張らましようという法律にそのメッセージを書いては書いています。その法律でメッセージを書いてい

というのとは簡単でございます。法的に、先ほど日弁連さんからもありましたけれども、おおよその見通しを出してくださいと言っているわけです。二つ目は、できる限り多くの事業者に機会を与えなさい、これだけのことを法律でびしっと書いておきます。

ですから、より多くの方に、政府案とは違っていて、政府案はほとんど使えないんじゃないかなという危惧をいたします。より多くの方に機会を与えて、そして地域が再生する、こういう雇用を生み出してもらう、そういうための法律であるというところが私としては最も違うところだと思います。今回は取り上げていただきたいと思います。

○藤井孝男君 大変明快に分かりやすく説明していただいて、ありがとうございます。

そこで、この法律案の中の目的をちよつと見てもらいますと、こういうふうに書いてあるんですね。東日本大震災によって被害を受けた事業者というふうに書いてありますね。被害を受けたという意味、この範囲ですね。

これ、私なりにちよつとこの、いわゆる被害を受けた範囲というのは二つあって、大きく分けて、一つは東日本大震災により事業用資産の全部又は一部が滅失したという直接的な損害を受けたということが第一点、もう一つは原子力損害の賠償に関する法律、いわゆる原賠法による賠償の対象となる損害を受けたこと、つまり紛争審査会の指針にある損害を受けたということが、この二つというふうには私は大きく分けて考えられるんですが、この解釈でいいかどうか、また付け加えることとあれば、直すべきことあればお答えいただきたいと思います。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 先生の御指摘のとおりでございます。その二つというものが対象になることは間違いないと思います。

○藤井孝男君 それでは、それに関連して、第一はすぐ分かる話ですが、二番目のこの原子力損害の賠償に関する法律による賠償の対象となる被害

ということに関連していきますと、私もこの提出者の一員でありますけれども、昨日衆議院で修正可決、委員会で可決されましたいわゆる原子力被害者早期救済法、要するに簡単に言えば仮払いと基金の法案ですね、これが昨日可決されたわけですけれども、この法案では国の紛争審査会指針になくても、例えば福島県が独自にこの基金をつくり被害者の実情に合わせた対応ができることになった。ということになると、この福島県の基金の対応範囲でもって損害を受けたこととして、東日本大震災によって被害を受けた事業者と解釈していいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 全く共感いたします。

先生のたががれさんが発議者でもありましたから、昨日衆議院通過の仮払いと基金の法案お詳しいわけで、その中では福島県が今度基金を立てます。原賠審、紛争審査会の対象にならなくとも、福島県が、ああ、これは困っている、三十キロ圏外、対象になっていないじゃないか、こういうところも救済していかうと。額は小さいじゃないか、もうちよつと上げよう。まあいろんなことができるわけですが、そういうところで、この福島県が基金として設置して対象にした、これは当然、今度の東日本大震災によって被害を受けたという中の事業者ということになるわけでございます。

○藤井孝男君 これ意外とちよつと気が付かないところなんですけれども、大事なポイントだと思ふんです。だから、そういうふうな解釈でいいということであれば、是非そういう解釈を進めていっていただきたいと思っています。

そこで、私はこの法律にある、この今度皆さんが出した、私も提出者の一人ですが、この大変な特徴、ポイントというのは、いわゆる支援基準をしっかりと設けたということです。支援基準を、それから、その支援基準というのはこれも二つあって、再生の支援をどうするかということが

一つ、それからもう一つは債権買取り等をするかどうかという、この二つに分かれる。そこで、更にそれを踏み込んで、じゃ、この支援基準をどうするかという内容なんです。それが事業再生計画というふうになるわけですね。

そこで、先ほど荒木委員も質問して、この法律案ではおおよその見通しというふうに抽象的に書かれていまして、これは荒木委員から質問があつて、たしか西田発議者から答弁があつたので、このところはもう再質問いたしませんけれども、要するに、広い範囲で被災して困っている農林漁業者、福祉・医療関係者、また私立学校、そして中小零細企業者等々、とにかく少しでも多くの人たちを救済するという、そういう工夫をこの中に記されているんだと思つて私は評価している一人なんです。

ところが、そういうことであるんですけれども、これまた先ほど松田委員から質問があつて、なるほどなと私も非常にちよつと心配しているのは、この趣旨説明にもありましたように、靴に合わせるというのじゃなくて足に合わせて靴を作る、そういうことを政治主導していくというふうに言っておられましたね。これ大変なことなんです。

ところが、これは大企業は対象外ですから中小零細企業です。非常にちよつと足に合せて靴に足を合わせるんじゃないかと、余りきめ細かく靴を作るといことは大きなことなんですけれども、ここでちよつと間違えまして、余りきめ細かく靴を作ると、相手は中小零細企業です。ね、そののをやる、相手は中小零細企業です。ね、そして広い範囲です。地域によって、もうちよつと町を一つ越えただけで、あるいは通りを越えただけでも事業者によってこの損得の考えが全く違う。ここが非常にバランスというのは物すごく難しいと思うんです。

ですから、JALとかダイエーとかという例を出されてしまったけれども、これはまあ大きな企業で大きな組織の中で、そして金融なり、あるいは貸付けなり不良債権の買取りなり、そう

いったことで大きく動いていきましたけれども、今度は本当に中小零細企業の方が対象ですから、そのところを余りきめ細かくやり過ぎたことがかえって逆に、変な言い方ですけども、提出者の私も一員ですけども、自縄自縛になってしまうんじゃないかという、そのところの心配があるんですけども、この点について御意見があれば。

○委員以外の議員(荒井広幸君) まさに事業再生計画の前身そのものの本当にきめ細かい御指摘をいただいているわけです。

先生と私は郵政で御一緒にございましたけれども、バングラデシュでノーベル平和賞をもらったユヌス博士の、ちよつとソーシャルファイナンスといいますが、ちよつとソーシャルファイナンスといいますが、本当に困っている、地域全体で何とかなくちやならないという金融を今議論しているような感じで、あのころの先生と御一緒に議論していたことを思い出しているわけですけれども、そのように非常に不合理的な形で困っている方々に対してきめ細かい対応をしなくちやなりません。同時に、やはりパン屋さんのお母さんがどこまで、そしてまた、本当に仕事をするわけだったのに放射線があつて入れなくて、いや、困つて、そして何とか資金繰りもしなくちやいけない一人事業者というのをもたくさんいるわけなんです。そういう方のまずそばに寄り添うということが非常に重要で、それを法律の中できちんとそういう姿勢、対応を書いているということが非常に、先ほど御評価いただきましたけれども、重要なところのまず第一歩だと思っております。

○藤井孝男君 新里参考人が今日いらつしやつていますけれども、いわゆる弁護士会の、もう退席されて結構なんですけれども。

結局、この今の話、答弁からいきますと、私なりに解釈しますと、きめ細かなことが非常に大事な点です。ところが、やっぱり第三者のそういった意見をよく聞いていかないと、はい、与えましたよ、はい、どうぞとやっていると

に、結果的に、善かれと思つたことがかえって逆になつてしまつて、何だと。本当にそれが、もう被災者からしてみれば、何やつてゐるんだと、私たちはこれを要求してゐるんだ、あなた方、こうやつてただ与えればいいのかと。確かに細かくやつてもらつたけれども、結果的にそれは、かえつて何かもううまくいかないじゃないかというようなことになりかねないぐらい、この広い範囲と、対象者が物すごく、中小企業、零細企業者です。それから、その点のバランスといひますか、その点を本当によく考へて第三者の意見、アドバイスト。

松田委員もおつしやつておりましたけれども、私もやつぱり同じなんですけれども、企業は起す方が簡単だと思うんですよ。再生する方が難しいと思うんですよ。ここを間違へちゃいますと、本当にこれは、私は結果的にこの法律が生かされないふうになつてしまふんじゃないかなというそんな思いがありますので、私の気持ちを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、再生ということになつたと。しかし、それについてはある程度の再生計画があればいいという話になつていますが、それでもなお、努力したが結果的にこれはもう再生でできなかったというところもあり得ると思うんですね。そうしたときに、これ一体どうするんだねと。

まあ私なりに解釈して、ちよつと趣旨説明を解釈しますと、これ塩漬けにするのかという、乱暴な言い方をすると、債務というのは不良債務になりますけれどもね。そういったものについてはどういふふうに、最終的にこの負債が生じたときに、処理ができなくなつたときにどういふふうにか、考へてゐるか、ちよつとその点についてお答えいただけます。

○委員以外の議員(荒井広幸君) お答え申し上げます。

いろいろなケースがあらうと思ひます。しかし、一生懸命努力しました、おおよその見通しに基づいて一生懸命頑張りました、しかし原発地

域、あるいはこれだけの地域ごと流されたような状況の中で、頑張つてはみたけれども本当にどうしようもなくなつたというケースもあるだろうと思ひます。その場合は、先生が今端的に言葉を、愛情ある言葉をいただきましたけれども、塩漬けということとは当然場合によつては出てくると、そのように思ひます。

しかし、日本人の皆さんが本当にどんな中でも頑張つて返済していく、そういう真面目で勤勉な方々でありますから、災害と闘つていく、そしてもう一回地域を再生して働いてゐる人に戻つてもらう、それであるさを再生したいという気持ちです。それから、その気持ちに私たちはこたえるように、まずは既存債務というものをこの重荷から取つてさしあげて、せめてマイナスじゃなくてゼロからスタートしていただく、国民みんなで応援していく、そういうものを法律に書いたということでございます。

○藤井孝男君 是非そういう気持ちをしっかりと持ち続けて、この法案が生かされていくように努力していただきたいと思ひます。

私がもう一つ申し上げたいのは、これはもういろんな、国土交通委員会であるとか復興特別で別件でも申し上げてゐるんですけれども、結局、総合戦略が、国家戦略というものが政府になさ過ぎるものです。それから、こういう場当たりの個別的な形でやつてくるから、今度のこのローンのことについて、二重ローンについても政府の対策が非常にこれはもう不十分であるということ、こういう議員提案になつてきたわけですね。それは非常に大事なことです。

だけれども、ただこれをきめ細かくやれば全てが解決するんじゃないんで、やつぱりそのためには社会資本の整備、港湾であるとか道路であるとか鉄道であるとか通信であるとか、そういったことも含めた形の中でこれが生かされてくると思ひます。それで、そういう意味においては、ただこれだけを通せばいいということじゃなくて、本当にこれも一つの核となつてこの法案が生かされるよう

に、是非、私も努力したいと思ひますので、発議者の皆様方もまた努力していただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

社民党も、二重ローン問題の解決のために、債権買取機構を含む特別立法を求めてまいりました。その点で提案者の皆様とお気持ちは同じでございます。法案をおまとめいただきまして大変丁寧な対応をしていただきました片山さつき議員を始めとする提案者の皆様方にお礼を申し上げます。

荒井広幸議員を中心とする超党派の官民連携推進研究会が日弁連の案をベースにして検討、勉強を重ねてまいりました。私も社民党を代表して参加をさせていただきました。そうしたことともございまして、重い腰を上げて先般成立した二次補正予算の中で、産業復興相談センター及び産業復興機構による中小企業の二重ローン対策を政府としても打ち出してこられたのではないかと、そのように思つてゐます。

先ほど藤井議員からも質問がございましたが、政府のスキームと法案のスキームの違いですね。要は、政府は既存の法律の枠内でやるんだ、提案者の、今回の議員立法の案は買取り機構は新たな法律を作つてやるという、それはもちろん違いがあるわけですが、どうもこれまでの答弁を聞いていますと、政府は、今までの再生ファンドとは違ふんですよ、しっかりと踏み込んでできますよ、提案者の皆さん方は、いや、従来と余り変わらな

いという答弁であつたと思ひますが、その点についてもう少し分かりやすく違いを、先ほど荒井先生からは明快に答弁いただきましたけれども、片山先生からは是非その辺の違いをお聞かせいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(片山さつき君) 法律に基づかないということだと、まずいろんな債権者が出てくるこの債権債務の整理の関係の中でその機構

なりファンドなりがインシアチブを持つても、それでまともという可能性は非常に減ります。

預金保険機構出資の公的な会社として我々の法律は作つてありまして、回収停止のお願いができるんですが、いまだかつてこういう回収停止の法律の要請について割つて入つた例はほぼなくて、なぜかという、預金保険機構の上部機関にある金融庁が銀行等金融機関を押さへて監督しておりますので、そこに割つて入るということとはほとんど我が国では起きないことではございますが、そうでないと、たとえ公的な機関が一部出資しているにしても、債権者としては平等ですから、この債権回収額では不満だと思つた時点でノンバンク

なりなんなりが回収を掛けようとする可能性は非常に高いので、そういうことがありますので、今までの中小企業ファンドでは債権放棄で合意した例はほぼありません。繰り延べているだけです。私的ガイドラインの事業会社版がほとんど使われなかったのも同じ理由でございます。

結局、どこかの債権者が法的な要請が全くない中で自分たちがこれだけの猶予や放棄に応じていいのか、それは駄目だろうと、やはり株主に説明できないだろうということになるんですが、法的に枠組みがあれば、我が国ではほとんどその辺について、それこそ支店長が判を押すというような長年の積み重ねがあつて、実務ではそれが全く違います。

そして、投資事業組合というものを使得られる以上は、投資事業組合の対象は限定列挙されておりました、それはまあねくどんな中小企業のどんな経営状態でもではないんですよ。そこは何かの事業革新なり、さつき四つ私が列挙しましたけれども、それに当たるものだけです。その点をまさに民主党の事業仕方が延々と議論しておられたんですね。二千六百万社を助けるものじゃなくて、一部を選ぶときにどの基準か、ああ、この四つかということは何千社なんですかねと。

今回それをやつたら、それに引かかる会社はほとんどございせんし、さつきから出ている巨

理町のイチゴ農家、家族が流され、ハウスが流され、そして町に三人しかいない普通の診療所、看護婦さんがいないけれども、あと自分は十年働ける、でも診療所をもう一つ建てないと、その二重ローンがないとできない、そういった状況においては、事業再構築とか経営資源の再合理化のような概念がそもそもそのジャンルに全然ないんですよ。全く違うんですよ。ですから、私は、そこまです無理をしないでも、こういった枠組みに中小再生協議会が乗っただけならば万事もいくのになというふうにずっと思っているわけでございます。

○吉田忠智君 従来、政府は、私有財産の形成は自己責任によるべきであって、税金による支援は認められないとの立場を取ってきました。これは、そういう姿勢というのは私は変わっていないと、そのように思います。そうした自己責任論が阪神・淡路大震災やその他の中越、中越沖地震など多くの被災者の生活再建支援を妨げてきたと、そのように思っていますし、社民党はこの問題について一貫して公的な生活支援策を求めてまいりました。そして、政府の見解を批判してまいりました。

今回、提案者は、二重ローン問題に対する被災者支援について税金による支援にまで踏み込んだわけでありまして、基本的なことではありますけれども、今回なぜ公的支援がなされるのか、改めて伺いをします。

○委員以外の議員(片山さつき君) 阪神大震災当時、党首で当時おられたかどうか覚えていないんですが、土井先生も近くの御出身でしたので、私自身も被災後二か月ぐらいで現地に入りまして、まさに地元の方々と延々とその議論をいたしました。

個人的にはもう本当にここまで、当時は火災も多かったんですけれども、逸失しているときに、本当になしでいいのかという議論はあったんですが、ただ、そのとき見ていたのは、やはり神戸という土地には価値があるんですね。そして、破綻

した会社が阪神大震災の下でも半年、一年たつて急激に増えたんですけれども、その当時大阪等から入ってきた会社も多かったもので、企業数が激減することにならなかったんです。そして、何よりも、先ほど多賀城の商工会の会長が言っておられました、私も九回現地に入っているような避難所とか町を見ていますが、どの町でも一様にどんな人が抜けていくんですよ、どんどん廃業していくんですよ。これと同じベースのことは神戸ではなかったんですね。だから、その政令市というものの町の強さ、積み重ね、商業基盤、経済基盤があるところと、元々仙台の一部を除いてはほとんど全部過疎地域であるという状況との違いが非常に大きいということがあると思います。

それから、吉田先生には怒られるんですが、我が党も野に下つて以来、直ちに綱領を作り直しまして、依然として、自助自立の個人を尊重し、その条件を整えるとともに、共助、公助する仕組みを充実すると。自律と秩序ある市場経済を確立するといながら、自助自立する個人を尊重し、共助、公助する仕組みを充実するということに加えて、家族、地域社会、和とさずな、温かい地域の人間関係をしっかりと守るといようなことを入れています。我が党の綱領には市場原理主義という言葉はかつて今も一度もありませんが、民主党さん結党のときの方針には入っております。先ほどからお話を聞いていると、どちらかというと市場原理主義的なのは今の与党かなと思っております。

我々は、地域の再生ということがない限り経済の再生はないと思っておりますので、今回のように村落やコミュニティが完全崩壊するおそれがあるようなことは神戸では割合少なかったんですね。当時の反省として、仮設にお入れするときに町内を分かつてしまった、分けてしまったことによつて再生するのが非常に難しくなったということとはありますが、今回の、特に原発避難地域なんかはそもそもコミュニティに入れないわけですから。このような状況は日本だけでなく世界的

にもほとんど起きたことがございません、津波の規模としても千年に一度ということ。これは国家のこの地域を守るための緊急避難として必要であると考えております。

○吉田忠智君 自民党さんが政権を担われているときに、私どもの受け止めとしては、やっぱり自己責任論というのが基調にあったと思いますが、今、片山議員の答弁によりまして、そういうところも、やっぱり基本的なそういう考え方も改めたといえますか、そういうふうな受け止めていいわけですね。

○委員以外の議員(片山さつき君) 前の綱領のときから入っていたことではあるんですが、家族や地域社会が近年の経済社会情勢の変化によつて崩壊しつつあるということの中で、我々は政党として、温かい人間関係、和とさずな、暮らしということを整え、自助自立がもたらす条件を整える上ではやはり共助、公助の仕組みが充実される必要があるということをはっきりと入れております。言葉の修正という意味では、確かにそういう意味で変化があったのではないかと、私は個人的には思っております。

○吉田忠智君 分かりました。この法律の肝の部分なんですけど、過去の災害で二重ローンを負った国民もおられるわけですよ。そうした国民の皆さんにどう対処するのか、この法律を考え、議論する上でですね。その点についてはいかがでしょうか。

○委員以外の議員(西田実仁君) 今、過去のローンについて、二重ローンを負った国民に対するお話がございましたが、今回の私どもの東日本機構法は、やはり東日本大震災という地震そのものの大変甚大な被害に加えまして、津波による事業用地等の流失、さらには原発災害と、かなりこれまでの災害とは比較にならない大変甚大な被害があるということから、過去の災害とはかなり質が異なる特異なものであるということから、今回の二重ローンの買取り機構を設けるようなことが国民

の皆さんにも御理解いただけるんではないかという趣旨で作らせていただきました。

○吉田忠智君 同様に、今後の災害において今回のような立法措置に基づく二重ローンの買取りスキームが用意されるべきかどうか、その点について伺います。

○委員以外の議員(西田実仁君) まさに、今後、こうした災害の状況に応じてまた検討をしていかなければならないというふうには思っております。

○吉田忠智君 今回、政府案でも本法案でも、住宅ローンや自動車ローンなど事業性の希薄な個人の二重ローン対策は、買取り機構ではなく個人版私的整理ガイドラインによる処理に委ねられましたが、このことについては一定の前進であるわけですが、その点についての理由ですね、どういう理由からでしょうかということと、またそれぞれの扱いにどのような相違があると想定されておられるのか、また今後住宅ローンや自動車ローンについて新たな対策が必要とはならないのかどうか、伺います。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 吉田先生、社民党の皆さんには大変お世話になっておりました。今お話がございましたけれども、当初は住宅ローン、それから自動車ローンというところも検討しております、おりましたですね、我々も。今回は事業者という意味で、非常に幅の広い事業者、先ほど来からいろいろな業種、業態がございまして、今回、事業者というところに光を当てました。

いづれ個人というところでこの自動車あるいは住宅ということ、先生がお考えになつていらっしゃるに我々も同じ気持ちを持っておりますので、まずはこの段階、特に住宅と自動車のところは若干猶予していただいているところがあるんですが、あした借金取立てだというのがいっぱいあるんです。ですから、まずはこの事業者の方を優先させていただきます、後の段階でまた与野党の先生と御相談してそういった個人のローンのところに入つて

いければいいなど、これは私の私見でもござい
ますが、そういう区分けであろうというふうに思
っております。

それから、先ほど個人版私的整理ガイドライン
というのがありましたけれども、先ほど新里弁護
士からもありましたように、結局は銀行がそうし
てくれなきゃいけないというところにありますの
で、金融庁がきちんと目を光らせる。それから、
民主党さんからも御提案がありました。これだけ
だと開示する、まあいろんな形をしていく。
それはそれなりに実効性がある程度担保される。
新里弁護士は画期的であると、こういうことで評
価されましたけれども、私もそう思っております。

しかし、薬と同じで、被災者の方々はそれぞれ
自分に合った薬を探されます。ですから、その薬
の引き出しをいっばいおくっておくということが
非常に必要で、ガイドラインというの必要でござ
いますし、同時に今度の議員立法の法的枠組み
と、こういうものも必要だろうと思えます。その
ほかに、様々な社会保障制度の充実とかインフ
ラの整備とかもいろいろなもの、予算措置の部
分もございまして。そうした被災者の方々に複数
の選択肢と、そして薬でいえば複数の薬と併せて飲
んで調合して効き目を出していただく、という
ことが必要ではないかと考えております。

○吉田忠智君 個人の課題については、また今後
とも議論をさせていただきたいと思えます。

一刻も早い被災地の復興につなげるため迅速な
債権買取りが必要となるわけですが、機構の
人員、組織はどのようにつくっていくおつもり
ですか。政府が二重ローン対策で活用する予定の
産業復興相談センターと産業復興機構の両組織の
人員との関係はどのようになるでしょうか。ま
た、機構の人員費、運営費用はどれくらいとお考
えか、伺います。

○委員以外の議員(西田実仁君) 機構の人員につ
きましては約二百名の体制で臨めると思っており
ますが、当初五年間ほどとその後の、最長二十年

ですから、十五年間とは異なってくると思いま
すが、当初の五年間につきましては特にこの役員三
人、職員二百人体制で進めながら、その後は、管
理が主になりますので、少しずつ減らしていくこ
とになるのではないかとこのように想定をしてお
ります。

この機構は株式会社であります。預保や貯保等
を株主といたしまして、発起人としたしまして、
そうした機構が発行するこの株式を全部引き受け
るということになるわけでありまして。

また、今御質問にありました産業復興相談セン
ターあるいは産業復興機構との関係という話がご
ざいました。このセンターも、また政府が言っ
ている機構も、その本質、法的な根拠というのは中
小企業再生支援協議会であり、また投資有限責任
組合であるところのファンド法に基づくものでご
ざいます。

こうしたところの関係は私どもの法案では法六
十一条に定めておりますけれども、認定支援機
関との協力ということが書かれておまして、例え
ば中小企業再生支援協議会では、協議会スキーム
というものでこれまでも、例えば事業デューデ
リとかあるいは財務デューデリのノウハウとい
うものはそれなりに築かれていくわけでありま
すから、当然そうしたところと協力関係を築き、そ
して迅速な再生に向けて協力体制を強めていくとい
うことが必要だというふうに思っております。

○吉田忠智君 ありがとうございます。

そこで、債権者である銀行間、あるいは債務者
である被災者間の取扱いの公平公正の確保が必要
でありますし、課題になると思うんですが、どの
ような措置を考えておられるのか、お伺いま
す。

○委員以外の議員(西田実仁君) まさに、今御指
摘のとおり、それが大事なところでございます。
で、この支援基準や支援の手続、あるいは買取り
価格などにつきまして法律上きちんと規定をして
いるというのが今回の東日本機構法になります。
具体的には、政令及び運用基準などによって、御

指摘のとおり、公平公正がしっかりと確保される
ようにしてまいりたいと思えます。

○吉田忠智君 中でも買取り価格の適正化とい
うのは、費用が国民負担であるという理由もあつ
て、言うまでもなく極めて重要でございます。買
取り機構の価格決定は誰がどのように決定する
のか、決定に際しては、救済、買取りの迅速性と
時価の適正性、透明性の両者のバランスが重要と
考えますが、それぞれどのように確保していけれ
るのか、伺います。

○委員以外の議員(西田実仁君) 一番大事なこ
ろでございます。まず、この機構は、債権の買
取りの申込みに対して、支援基準に従いまし
て債権の買取りをするかどうかを決定しなければ
ならない、このように二十二条第一項で定めさ
せていただいております。買取り価格につきまし
ては、詳細は省きますが、適正な時価を上回って
はならない、このように定めているわけであり
ます。

そして、今御指摘の時価の適正性また透明性の
バランスという話でありますけれども、適正性に
つきましては、これは先ほど申し上げたこの債権
の買取り価格、適正な時価を上回ってはならない
というこの適正な時価につきましては、もちろん
協議会スキームでいうところの協議会のノウハウ
もありましようし、また法律では、金融庁又は日
銀に対して技術的な助言、その協力を求めること
ができるというふうにもされております。また、
この機構が買取り決定を行ったときには主務大臣
に報告しなければならず、この法律で定めて
いるわけでありまして。主務大臣は機構に対して監
督を行うというふうにも定めておまして、時価
の適正性を担保しているということでもあります。

さらに、透明性につきましては、機構は買取り
決定を行ったとき速やかにやはり主務大臣に報告
をしなければならず、またその公表もしなければ
ならない、こういうふうにも定めておりまし
て、適正性また透明性についてはしっかりと確保
してまいりたいと思っております。

○吉田忠智君 残された課題については、また明
日質問させていただきます。
ありがとうございます。

○亀井亜紀子君 国民新党、亀井でございます。
これまでの中小企業対策について振り返りなが
ら質問したいと思えます。

国民新党は、返済猶予法案も作りましたし、
元々中小企業に対しては非常に力を入れている政
党です。返済猶予法案に関しては、震災がありま
したから全会一致で三月末に延長することができ
ました。そして、四月の十四、十五に党で視察に
行きました。そのときに被災した中小企業の方と
の懇談会を持ちました。その時点で二重ローンの
話というのがもう出てきておりましたので、それ
を持ち帰って、民主党に対しても二重ローンのこ
と出てきますというのを、ずっと対策に入れる
ように要望をしておりました。一次補正、本当は
十兆円規模で組みたかったんですけども、そこ
まで財務省がお金を出しませんで、国債も発行し
ないということでしたので、残念ながら四兆何が
しかの一次補正になり、そこに入ったものとして
中小企業等向け資金繰り支援として五千億、そ
れから無利子貸付のための利子補給で百億とい
うのが入りました。

その後、国会でやはりこの二重ローン問題とい
うのが随分いろいろな党から指摘されるようにな
って、三党協議も始まりました。この三党協議
は我が党は蚊帳の外です。何をやっているかは
全然聞かなくてこないんですけれども、ただ、最終
的にまとまって被災地のためになればいいと思っ
て、余り口は出さずといいますか様子を見ている
んですけれども、いつも最後、まとまらないん
です。それで何か法案が出てくると。

私たちは、経産省に対して直接いろんな与党で
すから要望をしております。六月の末にこの方
法で行きたいと思えますという政府の方針が出ま
した。今回は法案は提出しない。それはなぜかと
いえば、なかなか法案がねじれ国会でスムーズに
通らないので、法案を必要としない方法で迅速に

対応したいということだったんです。

まだ三党協議は続いておりまして、まとめればいいなと思っていたら、六月末に方針が決まったのに、七月、ほとんどもうこれ末ですけど、今になってこの議員立法が出てきたということなので、この三党協議に入っていない多くの政党からすれば、結局、原子力賠償もそうなんですけれども、いつまでたってもまとまらず、協議には時間をを使い、そして法案審議に時間を使うので、やはり一番困るのは被災者だろうと感じているんですけれども、今回なぜこの法案を出さなければいけなかったのか、その理由についてまず伺いたいと思います。

○委員以外の議員(片山さつき君) 私は、与党でいらつしやるので民主党からの三人の代表者が、亀井先生は国民新党の政調会長ですから、お話が逐次行っているのだと思っておりました。そうでないならば、私が直接存じ上げていたわけですから、説明に行けばよかったと思っております。

今現在でも、私は金融に対する考え方として、この法案は絶対に国民新党に近いと思っております、絶対に。その一つの点としては、やはり今の日本のずっと引きずってきた金融の慣行、プロジェクトファイナンス型で貸しているわけではないので、先ほど申し上げましたように、やれハウスが流れた、やれ工場が流れた、やれ船が流れた、元々が過大債務の状態になっている状態で担保が流れると、全部の債務について債権放棄をするということをはほとんど銀行がやらないんですよ。その部分全体について、一対一対応ではなくて債権者分類において貸しているものですから、この担保の滅失はこの人の責に帰すものでは全然ないということ、アメリカでいえばそれは債権が放棄されてその分が減っていくんですが、日本ではバブル崩壊以降、何回もずっと金融界と議論してきて、一度たりともそういうことが行われたこともないし、当時は亀井先生は建設大臣で私何回も通いました、その議論もしたんですけども、やはりあの亀井元金融大臣でもそれはできな

くて今の返済猶予法に至ったという経緯を見ておりますので、今回もこの特別な、原発も含めて、いまだかつてない損害に着目して、この地域の再生、この地域から人口や産業が流出したら、政府全体、政治全体として取り組んでいる復興旧の前提が成り立たないだろうということを公益として、公益がなければ法律をもってして義務を付けたり、公益があるということではできませんから、そこに公益があるということに着目して特別法を書くという方向になったのは、私どもも中小企業庁と大分議論をいたしましたし、企業再生支援機構は使えないのか、中小基盤機構は使えないのかというのを一つ一つ見てまいりましたが、やはり投資事業組合と今回のあまねく全てが、全産業全部がこの地域で自分の責に帰する理由ではない理由で根本的に傷ついていて、金融機関としては、前の状態なら貸せたのがこの状態ではどう考えても貸せないという状態に対する救済には投資事業ではならないし、企業再生支援機構の改正法案も考えましたが、企業再生支援機構から我々はJALで手いっぱい、今の政権の、とてもここまではできないと強い拒絶があったものですから、特定の目的で刑罰や債権回収停止命令まで付けて、しかも大きな買取り枠ができるような保証が書けるというのは法律がなければ書けませんので、その保証枠も付けた上で新しい法律をもって対応する方法しかないということで、ずっと六月時点の三党協議でも出してまいりましたが、検討する検討するというお話があつて出してきた返事が、やはり自分たちは今までの既存の枠組みで、しかも新しい予算は一切使わずに事業仕分で召し上げられる部分の、召し上げる部分は五百億取られた残りだけを使うというお返事だったので、これでは我々が考えていることと余りにも違うので、ほかの部分が合意したけれども、事業者についての対応は今我々が出しているように野党で法案を議員立法として出したいということ、そういう形でやりたいということは一か月以上我々は提示しておりました。そのときに国民新党に御説明できていれ

ばよかったと思っております。

○委員長(柳田稔君) 片山君、答弁は簡潔にお願いいたします。

です。もちろん県外は全く排除はしないけれども、原則は県内というふうになっているわけでありまして、そういう意味ではむしろ広域的な支援をするには私どもの方がいいんじゃないかと思っております。

○亀井亜紀子君 では、次の質問に移ります。今回、この法案拝見して、政府の方針と比べてそれほど正直申し上げてすばらしいとは思えなかったんですね。その違いについていろいろ見させていだいて、大きな違いは新しい機構をつくるということだと思えます。政府の方針の方は各県ごとに新しい機構をつくるということ、その理由としては、県ごとに状況が違うので、例えば福島と岩手で状況が違ふと、なので県ごとに組織をつくった方がかえって細かい対応ができるのだというのが中小企業庁からの説明でした。

なお、再生支援協議会にも実は中小企業再生支援全国本部というのがあります。元々なかったのを後からつくったんです。それはなぜ必要になったのかというと、まさに全国の一つの統一的需要だと、支援する体制が必要だということ、本店と支店があるじゃないかという御指摘ですけれども、今のスキームも実は本部とそれぞれ県ごとにあるという意味では同じであるというふうに言えると思います。

それに対して、皆様は全国で統一した機関をつくって、それに支店という形で市町村に置くということなんですけれども、私が懸念していることは、本社と支店の関係になったときに、例えば本社の方でマニュアルを作つてそれが画一的に支店に採用されたりとか、そういう硬直性みたいなものが生まれないだろうかということに気がしてしまふのですけれども、そのような心配はないのでしょうか。

○亀井亜紀子君 被災地の企業という連絡を取りながら私たちも対策を考えているんですけども、今回の政府案と皆様の案を並べると出しましたら、両方の案に対して同じ不安を述べてきました。それは何かといいますと、やっぱり債権の買取り価格がどうなるかということなんです。

○委員以外の議員(西田実仁君) 御心配いただいたとおりです今のお話をさせていただきますけれども、法律には確かに全国に一つだけ置くということ、本店、そして私どもは支店をもちろん各県、あるいはもつと細かく、さらには業種ごとというふうな置いていければいいんじゃないかと。さらには、支店決裁をより多くすることによって迅速性を確保するというようなことが可能になるんじゃないかと思っております。

私が経産省に対していろいろ要望してきたことの中に、やはりなるべく簿価に近い形で買い取ってほしいということ、それから、被災者の金融機関を助けないでほしいと言つてまいりました。それは、先ほど金融機関も被災者なのですというように御発言もありましたけれども、現地の被災企業からしてみると、今までも貸し渋りに遭つていて、それで、今回、例えば利子補給などで被災地の金融機関を助けたときに、いや、これは助かった、自己資本比率を維持したい。そこからお金が出ていかなければいけないから、ちゃんとお金が出る仕組みにしてくださいねということをお金が出ておりました。それをずっと経産省に伝えておりました、その中で政府の方も考えた仕組みなんです。

もちろん政府案の方も、例えば広域に、先ほど提案者からも答弁あったかもしれないけれども、岩手に本社があつて福島で事業展開しているような場合、これについて県ごとであるとなかなかそれを越えて支援をするというのは、今の中小企業再生支援協議会のスキームでも基本的には県内のところを支援するというふうになっているん

です。この買取り価格についての質問なんですけれども、これは誰が査定するのでしょうか。例えば、地元の被災企業のメインバンクが支

援に消極的な場合、買取り価格が低く査定される可能性がありますが、適正価格を決める上で、新機構又は政府案の産業復興機構はどのようなかわり方をするのでしょうか。

初めに、今日、中小企業庁長官いらしていただいているので、政府案の方から伺って、それで法案提出者の方にも伺いたいと思います。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。

旧債務の買取り価格でございますけれども、新規の融資を行うに当たって前提とされる事業の将来の見通しですとか、被災前の事業の状況を基に算定することとなるのが基本となりますけれども、いわゆるワンストップの相談窓口を中小企業再生支援協議会に置きまして、将来の事業計画、これはただ、この時点では、七月八日の政府案には書いてございますけれども、その時点では詳細な再生計画などの策定が困難な事業ということになりますけれども、こういう方々の計画につきまして確認をさせていただいた上で、その新たな機構がこの協議会と密接に連携しながら、統一的な判断、つまり、債権者である金融機関の皆様方と御相談しながら買取り価格について決定をいたしていく、そういうことになると思います。

以上でございます。

○委員以外の議員(西田実仁君) この債権価格の査定というか、誰が査定するのかということですが、けれども、事業の再生をしようとするものが、協力をしてもらう必要のある金融機関、これに對しまして債権の買取りを申し込む際に、機構に對して価格を示さなければならぬというふうになつていくわけでありまして、そして、支援基準に従つてこの債権の買取りを行うかどうかを決定すると。その買取り価格については、何度も申し上げておりますが、適正な時価を上回らないこととするというふうに定めておりますが、その決める際には、支援決定に係る事業再生計画、おおよその見通しも含みますし、また被災地域の復興の見通し、これは政府の方も復興ビジョンで十年とい

う一つのめどがございますので、その価値としての、十年間でどのぐらい再生するかということも含めたもので当然勘案されなければなりません。また、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、また担保の財産の価格の見通し、こうしたことを勘案して適正な時価を決めていくと。

先ほど申し上げたその適正性あるいは透明性については、法律において別途担保させていただいているということでございます。

○亀井亜紀子君 先日、日本・バングラデシュ議員連盟主催でノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌスさんの講演が議員会館でありました。そのときに、二重ローンについて触れていた部分が多かったので、被災した場合というのは常に念頭にあつたので、その場合に、最初のローンは超長期ローンとして処理されて被災者の再建への障害にはならないというようなことをユヌスさんは話しておりました。

これは銀行の体力に関係することだと思ふんですが、けれども、私もグラミン銀行の詳しい仕組みは分かりませんが、どうしてそんなようなことが可能なのか、政府の方で何か御存じでしたら教えてください。いただきたいと思ひます。

○大臣政務官(和田隆志君) 御質問をいただきましてから事務方を通じて調べておりますが、まだ確たるところまでは分かっておりませんが、今までに聞いておりますところ、このグラミン銀行さんの超長期ローンを組める一つの背景としては、元々その預金貸出業務をされるときに、一定の余資を基金化して、そういったときのためにある程度ファンドとして持つていらっしゃるということもあるようでございます。

また、聞いてみますと、やはり資金規模がかなりミクロな貸付けが多うございまして、そういったところにつきまして超長期で長いタイムスパンで返していただくということは、比較的金融機関として組みやすいのではないかとこのように思ひ

ます。

ただ、これを今回の大震災に對する我が国の金融機関のオペレーション上適用可能かというふうなことを考えてみますと、やはり津波によつて、バングラデシュとはかなり規模が違う、大きな規模の融資がほとんど要するに被災債権となつておるがために、それら全てについて超長期のローンを組むということとは、この、たつた今、現状における金融機関の回収資金がほとんどなくなる状態ということになろうかと思ひますので、そのまま適用するようなことは非常に難しいかなと。

しかし、いろいろ御指導もいただいておりますので、円滑化法の趣旨にのつとめて、かなり実質的にこの数か月間は、要するにその利払いも含め債務の返済を猶予している段階とは聞いておりますので、これから先、事態が定まるまでその返済を止めるという実効上の措置がとられているように思ひます。

○亀井亜紀子君 じゃ、時間ですので、以上です。

ありがとうございました。

○委員長(柳田稔君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

七月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法案(片山さつき君外六名発議)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
案

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立(第六条―第十二条)

第三章 管理

第一節 取締役等(第十三条・第十四条)

第二節 定款の変更(第十五条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十六条・第十七条)

第二節 支援基準(第十八条)

第三節 業務の実施(第十九条―第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条―第四十条)

第六章 監督(第四十一条・第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条―第四十六条)

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等(第四十七条―第五十五条)

第九章 雑則(第五十六条―第六十五条)

第十章 罰則(第六十六条―第七十二条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようにする。東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つてい事業業者であつて、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八

年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十一号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 リース契約(対価を得て資産を使用させる契約であつて、資産を使用させる期間の開始の日以後又は同日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他主務省令で定める要件を満たすものをいう。)により資産を使用させることを業とする者

六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等

(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に關する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

(数)
第三条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)
第四条 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議をすることができ、事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下

この項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2 機構は、募集株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第七十一条第一号において同じ。)を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)
第五条 機構は、その商号中に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(機構の設立の方法)

第六条 機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならない。(定款の記載又は記録事項)

第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 会社法第七十一条第一号に掲げる事項
二 取締役会及び監査役を置く旨
三 第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。
一 会社法第二十二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め
(設立の認可等)

第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、機構の設立に際して発行する株式の全部を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持に寄与し、もつて被災地域の復興に資することが確実にあると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)
第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(会社法の規定の読替)
第十一条 会社法第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第九号)第九条第二項の認可の後株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十三条第一項中「第三十条第一項の公証人の認証」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九条第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時

発行株式の引受け」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九条第二項の認可の」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

(会社法の規定の適用除外)
第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(取締役等の秘密保持義務)
第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 定款の変更
第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四章 業務
第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)
第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十條第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九条第四項において同じ。)に対して金融機関等有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務
イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。第十九条第二項第二号において同じ。）
ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証
ハ 出資（対象事業者の株式の取得を含む。第五号、第十九条第二項第二号及び第二十五号第一項において同じ。）
ニ 事業の再生に関する専門家の派遣
ホ 事業活動に関する必要な助言
三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつている財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡
四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）
五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分
六 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務
七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者（対象事業者を除く。）の依頼に応じて、その事業の再生等に関し必要な助言を行うことができる。
（銀行法等の規定の適用）
第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、

省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」とする。
2 機構が前条第二項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（第七号）第一条及び第二条に係る部分に限る。）及び第二十二号（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。
第二節 支援基準
第十八条 主務大臣は、機構が、第十六条第一項各号に掲げる業務の実施による再生の支援（以下「再生支援」という。）をするかどうかを決定するに当たつて従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たつて従うべき基準（以下「支援基準」と総称する。）を定めるものとする。
2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めるに当たつては、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰することができない事由によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事が第二項の規定により意見を述べるに当たつては、同法第三条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災からの復興に係る計画を定めている場合における当該計画との整合性に配慮しなければならない。
5 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。
第三節 業務の実施
第十九条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つている事業者であつて、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる事業者を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。
一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数をも勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者
二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。）
四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政

令で定める法人
2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。
一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画（当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。）
二 第四項後段に規定する支援決定が行われた場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面
3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。
4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあっては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。
5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議

の状況等に配慮しなければならない。

6 機構は、再生支援をすることを決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができる。

(買取申込み等の求め)

第二十條 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第二十一條 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難とな

るおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしないことの要請(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

2

機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六條第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十二條 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十條第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に對し、支援基準に従って、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び第二十條第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行ってはい

ならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行ってはならない。

4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)

第二十三條 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、当該債権の担保の目的となっている財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第二十四條 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものの額及び第二十條第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第二十條第二項、第二十一條から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十一條第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第二十四條第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第二十五條 機構は、買取決定又は第二十條第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしていない旨の決定(以下「買取決定等」という。)を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定(次項及び第二十八條第一項第三号において「出資決定」という。)

をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六條 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間(第二十四條第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定等を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者(当該対象事業者が第十九條第三項に規定する中小企業者である場合)にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者が第五十九條第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。及び関係金融機関等(前項第一号に掲げる場合)にあっては対象事業者、同項第二号に掲げる場合)にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権の管理及び処分等)

第二十七條 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあたっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、その差額に相当する額(当該債権の弁済期の到来前に買取りを行った場合その他の政令で定める場合

にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額)について、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあつては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、当該債権に係る保証人その他の保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。)に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人(対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。)に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとるよう努めなければならない。

3 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

4 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。

5 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

6 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

(決定の公表)

第二十八条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他の機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回を行ったとき。

二 買取決定等を行ったとき。

三 出資決定を行ったとき。

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。

五 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了したとき。

2 機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定・支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第二十九条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うおとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限り。)

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸

付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(更生手続についての準用)

第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場

合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件(会社更生法平成十四年法律第五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。）」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。))とこれと同一の種類の他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第百六十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十二条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当の特例)

第三十四条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、機構が発行している株式に対し、剰

余金の配当を行わないものとする。

(剰余金の配当等の決議)

第三十五条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十六条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(区分経理等)

第三十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 次号に掲げる業務以外の業務

二 対象事業者のうち農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合が関係金融機関等であるものに係る第十六条第一項各号に掲げる業務

2 機構は、第四十七条第一項第一号の規定による預金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、前項に定める経理の区分に従い(当該区分により難しい場合にあつては、政令で定めるところに従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

3 機構は、第五十四条第一項第一号の規定による農水産業協同組合貯金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に整理しなければならない。

(区分経理に係る会社法の準用等)

第三十八条 会社法第二百九十五条、第三百三十七條、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十三条まで、第四百四十六条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一

項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定により機構が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」と、同法第四百四十六条中「株式会社剰余金の額」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「準備金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「資本金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「準備金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替へ

るものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 機構が前条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの機構の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する資本金の額の合計額とし、機構が同項の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの機構の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(借入金及び社債)

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができ、

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けられないで、第一項の資金の貸付けをすることができ、

5 機構が第一項の規定により資金の借入れ又は

社債の発行をして調達した資金は、第三十七条第一項に定める経理の区分に従い(当該区分により難しい場合にあつては、政令で定めるところに従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができ、

第六章 監督

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力

を生じない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行うときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。第五十一条及び第五十二条第二項において同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経

理と区分し、特別の勘定(第五十二条において「東日本大震災事業者再生支援勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(政府の出資)

第四十九条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に出資することができる。

2 預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(拠出金)

第五十条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(配当に相当する額の分配)

第五十一条 預金保険機構は、機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止したときは、

預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第四十九条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四百七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、同法第五百二十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例)

第五十四条 農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

と。

2 第四十七条第二項及び第四十八条から第五十二条までの規定は、前項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合においては「第五十四条第一項第一号」と、「預金保険法第十四条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第十四条」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣」と、第四十八条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第四十九条第一項中「預金保険法第五条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第五条」と、「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第五十条中「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十四条第一項及び第百三十二条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))と、同法第百二十九条第一項第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機

構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第百三十三条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第九章 雑則

（主務大臣）

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七條第三項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2 第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

（権限の委任）

第五十七条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（課税の特例）

第五十八条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合及び機構が第十六条第一項第三号に掲げる業務として不動産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記及び当該不動産

の賃借権の設定の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得、譲渡又は設定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係）

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五條第一項の事業再構築計画の認定、同法第七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九條の二第一項の中小企業継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

（金融庁又は日本銀行に対する協力要請）

第六十条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定のためその他必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

（預金保険機構等との協力等）

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する

特別措置法第二條第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

（政策金融機関等の協力等）

第六十二条 第二條第六号に掲げる法人（次項において「政策金融機関等」という。）は、機構が第二十条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をすることがかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。）に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

（融資等業務実施法人の協力等）

第六十三条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務（資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。）を行うもの又は国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定

める者（次項において「融資等業務実施法人」という。）は、機構が事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）（以下この項において「法令所管大臣等」という。）並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあっては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。）に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力）

第六十四条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七條第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六條第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九條第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災

地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

(政令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第六十六条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第六十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受ける者の募集をしたとき。

二 第十六条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

三 第三十三条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四 第三十六条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

五 第三十九条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

六 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項、第二章、第十三条、第十五条、第十八条、第八章、第五十六条、第五十七条及び第六十五条並びに附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)第二条の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の日の前日まで間における第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「第九条第十一項」とあるのは、「第九条第十項」とする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「ハ」を「ト」に改める。

第五十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六条第三項中「場合及び」を「場合」、「」に、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又

は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号)第二十條第一項に規定する対象事業者であるもの」を加え、「同条第一項」を「株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務
イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法第三十八条第一項に規定する

設立時取締役及び同条第二項第二号に

規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の

決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関するこ
と。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年
度二百億円の見込みである。

第九号中訂正

ページ 段 行 原 文 訂正文

四 終わり 高い 厳しい